

平成十七年厚生労働省令第四十四号

厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第三項、第五条第一項、第六条第一項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十六年政令第8号）第二条第一項並びに関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令を次のように定める。

（趣旨）

第一条 民間事業者等が、厚生労働省の所管する法令に係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特別の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。

（定義）

第二条 この省令において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（法第三条第一項の主務省令で定める保存）

第三条 法第三条第一項の主務省令で定める保存は、別表第一の一から三までの表の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の保存とする。

（電磁的記録による保存）

第四条 民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の一及び二の表の上欄に掲げる法令のこれらの表の下欄に掲げる書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合並びに別表第一の四の表の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる電磁的記録による保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

- 一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法
- 二 書面に記載されている事項をスキヤナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読

み取つてきた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法

2 民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の三の表の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、前項第二号に掲げる方法により行わなければならない。

3 民間事業者等が、第一項各号の規定に基づき別表第一の一の表に係る電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成できるようにしなければならない。

4 民間事業者等が、第一項各号又は第二項の規定に基づき別表第一の二若しくは四又は三の表に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成できるようにすること。
- 二 電磁的記録に記録された事項について、保存すべき期間中における当該事項の改変又は消去の事実の有無及びその内容を確認することができ、かつ、当該電磁的記録の作成に係る責任の所在を明らかにしていること。
- 三 電磁的記録に記録された事項について、保存すべき期間中において復元可能な状態で保存することができる措置を講じていること。

5 別表第一の一の表の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の保存につき、同一内容の書面を二以上の事務所等（書面又は電磁的記録の保存が義務付けられている場所をいう。以下同じ。）に保存をしなければならないとされている民間事業者等が、第一項の規定に基づき、当該二以上の事務所等のうち、一の事務所等に当該書面に係る電磁的記録の保存を行うとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を他の事務所等に備え付けた電子計算機の映像面に表示し、及び書面を作成することができる措置を講じた場合は、当該他の事務所等に当該書面の保存が行われたものとみなす。

（法第四条第一項の主務省令で定める作成）

第五条 法第四条第一項の主務省令で定める作成は、別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の作成とする。

（電磁的記録による作成）

第六条 民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

（作成において氏名等を明らかにする措置）

第七条 別表第二の下欄に掲げる書面の作成において記載すべき事項とされた署名等に代わるものであつて、法第四条第三項に規定する主務省令で定めるものは、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項の電子署名をいう。）とする。

（法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等）

第八条 法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、別表第三の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の縦覧等とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第九条 民間事業者等が、法第五条第一項の規定に基づき、別表第三の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を民間事業者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。

（法第六条第一項の主務省令で定める交付等）

第十条 法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、別表第四の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の交付等とする。

（電磁的記録による交付等）

第十一条 民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、別表第四の一及び二の表の上欄に掲げる法令のこれらの表の下欄に掲げる書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機と

を接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第六条第一項に規定する方法による交付等を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 民間事業者等が、前項各号の規定に基づき別表第四の一の表に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、交付等の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるようにしなければならない。

（電磁的方法による承諾）

第十二条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令第二条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項に規定する方法のうち民間事業者等が使用するもの
 - 二 ファイルへの記録の方式
- （監事の意見書）
- 第十三条 別表第五の上欄に掲げる法令に基づく同表の下欄に掲げる電磁的記録は、同表の下欄に掲げる規定による添付を行うべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものとす。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は平成十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一から第四のうち石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）に係る部分については、同規則の施行の日（平成十七年七月一日）から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成一七年三月三十一日厚生労働省令第七〇号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一七年一月二四日厚生労働省令第一六四号) 抄
施行する。

(施行期日)
第一条 この省令は、平成十七年十二月一日から施行する。

附則 (平成一七年二月二六日厚生労働省令第一七三号) 抄
施行する。

附則 (平成一八年一月五日厚生労働省令第一号) 抄
施行する。

(施行期日)
第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)
第十三条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成一八年一月二七日厚生労働省令第九号) 抄
施行する。

(施行期日)
第一条 この省令は、労働安全衛生法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十八年四月一日)から施行する。

附則 (平成一八年三月一四日厚生労働省令第三二号) 抄
施行する。

(施行期日)
第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則 (平成一八年三月三十一日厚生労働省令第七二号) 抄
施行する。

附則 (平成一八年三月三十一日厚生労働省令第七五号) 抄
施行する。

第一条 この省令は、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(以下「平成十七年改正法」という。)及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部

を改正する政令の施行の日(平成十八年四月一日)から施行する。

附則 (平成一八年三月三十一日厚生労働省令第七九号) 抄
施行する。

附則 (平成一八年三月三十一日厚生労働省令第八〇号) 抄
施行する。

附則 (平成一八年三月三十一日厚生労働省令第八一号) 抄
施行する。

附則 (平成一八年三月三十一日厚生労働省令第八二号) 抄
施行する。

附則 (平成一八年三月三十一日厚生労働省令第八三号) 抄
施行する。

附則 (平成一八年三月三十一日厚生労働省令第八四号) 抄
施行する。

附則 (平成一八年三月三十一日厚生労働省令第八五号) 抄
施行する。

附則 (平成一八年三月三十一日厚生労働省令第八六号) 抄
施行する。

附則 (平成一八年三月三十一日厚生労働省令第八七号) 抄
施行する。

附則 (平成一八年三月三十一日厚生労働省令第八八号) 抄
施行する。

附則 (平成一八年三月三十一日厚生労働省令第八九号) 抄
施行する。

附則 (平成一八年三月三十一日厚生労働省令第九〇号) 抄
施行する。

附則 (平成一八年三月三十一日厚生労働省令第九一号) 抄
施行する。

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則 (平成一九年三月三〇日厚生労働省令第三九号) 抄
施行する。

附則 (平成一九年三月三十一日厚生労働省令第四〇号) 抄
施行する。

附則 (平成一九年三月三十一日厚生労働省令第四一号) 抄
施行する。

附則 (平成一九年三月三十一日厚生労働省令第四二号) 抄
施行する。

附則 (平成一九年三月三十一日厚生労働省令第四三号) 抄
施行する。

附則 (平成一九年三月三十一日厚生労働省令第四四号) 抄
施行する。

附則 (平成一九年三月三十一日厚生労働省令第四五号) 抄
施行する。

附則 (平成一九年三月三十一日厚生労働省令第四六号) 抄
施行する。

附則 (平成一九年三月三十一日厚生労働省令第四七号) 抄
施行する。

附則 (平成一九年三月三十一日厚生労働省令第四八号) 抄
施行する。

附則 (平成一九年三月三十一日厚生労働省令第四九号) 抄
施行する。

附則 (平成一九年三月三十一日厚生労働省令第五〇号) 抄
施行する。

附則 (平成一九年三月三十一日厚生労働省令第五一号) 抄
施行する。

附則 (平成一九年三月三十一日厚生労働省令第五二号) 抄
施行する。

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成一九年三月三十一日厚生労働省令第五三号) 抄
施行する。

附則 (平成一九年三月三十一日厚生労働省令第五四号) 抄
施行する。

附則 (平成一九年三月三十一日厚生労働省令第五五号) 抄
施行する。

附則 (平成一九年三月三十一日厚生労働省令第五六号) 抄
施行する。

附則 (平成一九年三月三十一日厚生労働省令第五七号) 抄
施行する。

附則 (平成一九年三月三十一日厚生労働省令第五八号) 抄
施行する。

附則 (平成一九年三月三十一日厚生労働省令第五九号) 抄
施行する。

附則 (平成一九年三月三十一日厚生労働省令第六〇号) 抄
施行する。

附則 (平成一九年三月三十一日厚生労働省令第六一号) 抄
施行する。

附則 (平成一九年三月三十一日厚生労働省令第六二号) 抄
施行する。

附則 (平成一九年三月三十一日厚生労働省令第六三号) 抄
施行する。

附則 (平成一九年三月三十一日厚生労働省令第六四号) 抄
施行する。

附則 (平成一九年三月三十一日厚生労働省令第六五号) 抄
施行する。

附則 (平成一九年三月三十一日厚生労働省令第六六号) 抄
施行する。

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

益法人の設立及び監督に関する規則(平成二十二年厚生省・労働省令第三号)の項の規定は、なおその効力を有する。

附則 (平成二十二年二月六日厚生労働省令第一〇号) 抄
施行する。

附則 (平成二十二年二月六日厚生労働省令第一一号) 抄
施行する。

附則 (平成二十二年二月六日厚生労働省令第一二号) 抄
施行する。

附則 (平成二十二年二月六日厚生労働省令第一三号) 抄
施行する。

附則 (平成二十二年二月六日厚生労働省令第一四号) 抄
施行する。

附則 (平成二十二年二月六日厚生労働省令第一五号) 抄
施行する。

附則 (平成二十二年二月六日厚生労働省令第一六号) 抄
施行する。

附則 (平成二十二年二月六日厚生労働省令第一七号) 抄
施行する。

附則 (平成二十二年二月六日厚生労働省令第一八号) 抄
施行する。

附則 (平成二十二年二月六日厚生労働省令第一九号) 抄
施行する。

附則 (平成二十二年二月六日厚生労働省令第二〇号) 抄
施行する。

附則 (平成二十二年二月六日厚生労働省令第二一号) 抄
施行する。

附則 (平成二十二年二月六日厚生労働省令第二二号) 抄
施行する。

第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附則（平成二十二年九月二九日厚生労働省令第一〇七号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成二十二年十月一日）から施行する。

附則（平成二十三年一月一四日厚生労働省令第五号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附則（平成二十三年三月三一日厚生労働省令第三四号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附則（平成二十三年七月二五日厚生労働省令第九三号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次条及び附則第七条の規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二十三年九月三〇日厚生労働省令第一一九号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附則（平成二十三年二月二日厚生労働省令第一五〇号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二十三年二月二日厚生労働省令第一五二号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。

附則（平成二十四年一月三〇日厚生労働省令第一〇号）抄

（経過措置）
第一条 健康保険法等の一部を改正する法律第二十六條の規定の施行の際現に同条の規定による

改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八條第二項第三号の指定を受けている同法第八條第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第十二條の規定による改正前の社会保険労務士法施行規則の規定、第十三條の規定による改正前の地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則の規定、第十四條の規定による改正前の介護労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の規定及び第十五條の規定による改正前の厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の規定は、平成三十六年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八條第二項第三号の指定を受けている同法第八條第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第十二條の規定による改正前の社会保険労務士法施行規則の規定、第十三條の規定による改正前の地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則の規定、第十四條の規定による改正前の介護労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の規定及び第十五條の規定による改正前の厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の規定は、平成三十六年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

附則（平成二十四年三月三一日厚生労働省令第三〇号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二十四年六月一五日厚生労働省令第九四号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十四年七月一日から施行する。

附則（平成二十四年八月一〇日厚生労働省令第一一四号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

附則（平成二十四年一〇月一日厚生労働省令第一四三号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

附則（平成二十四年二月二八日厚生労働省令第一六一号）抄

（罰則の適用に関する経過措置）
第十条 この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十四年二月二八日厚生労働省令第一六一号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十五年二月八日厚生労働省令第一二一号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定、第二条中医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令第二條第二十項、第二十八條、第五十條第二項、第六十條第一項、第六十三條第二項、第六十八條及び第七十六條の改正規定（「治験責任医師」とあるのは「当該製造販売後臨床試験責任医師」と、同条第三項を「当該被験機器について初めて治験の計画を届け出た日」とあるのは「当該被験機器に係る医療機器の製造販売の承認の際に厚生労働大臣が指定した日」と、同条第三項中「治験機器概要書」とあるのは「添付文書」と、同条第四項）に改める部分に限る。）並びに附則第四条の規定は、平成二十六年七月一日から施行する。

附則（平成二十五年三月一日厚生労働省令第二六号）抄

（施行期日）
1 この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

附則（平成二十六年二月一〇日厚生労働省令第八号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十六年六月十二日）から施行する。

附則（平成二十六年三月二四日厚生労働省令第二〇号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十五年改正法の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

附則（平成二十六年七月三〇日厚生労働省令第八七号）抄

（経過措置）
第四条 存続厚生年金基金については、第十三條の規定による改正前の厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の規定は、なおその効力を有する。

附則（平成二十六年七月三〇日厚生労働省令第八七号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、薬事法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

附則（平成二十六年八月六日厚生労働省令第九三号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

附則（平成二十六年九月二五日厚生労働省令第一〇八号）抄

（施行期日）
1 この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

附則（平成二十六年九月二六日厚生労働省令第一一〇号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、法の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

附則（平成二十七年一月一六日厚生労働省令第四号）抄

（介護予防訪問介護に関する経過措置）
第二条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）附則第十一条又は第十四條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第五条の規定（整備法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第五十三條第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八條の二第二項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧指定介護予防訪問介護」という。）又は法第五十四條第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八條の二第二項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。）については、次に掲げる規定はなおその効力を有する。

一から三まで 略

附則（平成二十六年八月六日厚生労働省令第九三号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

附則（平成二十六年九月二五日厚生労働省令第一〇八号）抄

（施行期日）
1 この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

附則（平成二十六年九月二六日厚生労働省令第一一〇号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、法の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

附則（平成二十七年一月一六日厚生労働省令第四号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（介護予防訪問介護に関する経過措置）
第二条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）附則第十一条又は第十四條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第五条の規定（整備法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第五十三條第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八條の二第二項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧指定介護予防訪問介護」という。）又は法第五十四條第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八條の二第二項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。）については、次に掲げる規定はなおその効力を有する。

一から三まで 略

附則（平成二十六年九月二五日厚生労働省令第一〇八号）抄

（施行期日）
1 この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

附則（平成二十六年九月二六日厚生労働省令第一一〇号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、法の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

附則（平成二十七年一月一六日厚生労働省令第四号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（介護予防訪問介護に関する経過措置）
第二条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）附則第十一条又は第十四條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第五条の規定（整備法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第五十三條第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八條の二第二項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧指定介護予防訪問介護」という。）又は法第五十四條第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八條の二第二項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。）については、次に掲げる規定はなおその効力を有する。

一から三まで 略

附則（平成二十六年九月二五日厚生労働省令第一〇八号）抄

（施行期日）
1 この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

附則（平成二十六年九月二六日厚生労働省令第一一〇号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、法の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）第四条（寛せい、剂取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第九条第一項第二号の改正規定を除く。）の規定の施行の日から施行する。

附則（令和二年三月三十一日厚生労働省令第六十三号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和二年三月三十一日厚生労働省令第七六号）

この省令は、労働基準法の一部を改正する法律（令和二年法律第十三号）の施行の日から施行する。

附則（令和二年五月二十五日厚生労働省令第一〇〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年六月三十日厚生労働省令第一三三三号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年七月一日厚生労働省令第一三四号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中石綿障害予防規則第六條の二の改正規定並びに附則第三條第二項及び第六條の規定 令和二年十月一日

二 略

三 第二条及び第六條の規定 令和五年十月一日

（罰則に関する経過措置）

第六條 この省令（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びに附則第二条

第一項、第三条及び第四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和二年八月三十一日厚生労働省令第一五五号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三

号）の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。

附則（令和二年一〇月九日厚生労働省令第一七〇号）

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

附則（令和二年二月二十五日厚生労働省令第二〇八号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和三年一月二十六日厚生労働省令第二二二号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

附則（令和三年一月二十九日厚生労働省令第一五五号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行前にした行為並びに附則第一條第二号に規定する規定の施行の日（令和三年八月一日）から施行する。

附則（令和三年三月二十六日厚生労働省令第六〇号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和三年三月三十一日厚生労働省令第八〇号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、令和三年八月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

附則（令和三年四月二十八日厚生労働省令第九〇号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、令和三年八月一日から施行する。

附則（令和三年五月十八日厚生労働省令第九六号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、令和三年十二月一日から施行する。

附則（令和四年一月十三日厚生労働省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条の規定は、令和五年十月一日から施行する。

附則（令和四年一月一九日厚生労働省令第八号）

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附則（令和四年四月一日厚生労働省令第七五号）抄

この省令は、令和四年十月一日から施行する。

附則（令和四年五月三十一日厚生労働省令第九一号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条、第四条、第六条、第八条、第十条、第十二条及び第十四条の規定 令和五年四月一日

二 第三条、第五条、第七条、第九条、第十一条、第十三条及び第十五条の規定 令和六年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第五条 附則第一条各号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和四年二月二十八日厚生労働省令第一七四号）

この省令は、令和五年一月一日から施行する。

附則（令和五年三月三十一日厚生労働省令第四八号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附則（令和五年二月二十六日厚生労働省令第一六一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和五年二月二十七日厚生労働省令第一六五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和六年一月二十五日厚生労働省令第一六号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条、第六条、第十六条及び第二十条並びに附則第七条の規定は、同年六月一日から施行する。

附則（令和六年三月一八日厚生労働省令第四四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）
第一条 この省令は、令和八年十月一日から施行する。

附則（令和六年三月二十九日厚生労働省令第六五号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

別表第一（第三条及び第四条関係）

表一

健康保険法第七十一条第一項の規定による（大正十一年法帳簿の備付け）

労働基準法第五十七條第一項の規定による戸籍証明書の備付け

（昭和二十二年籍証明書の備付け）

法律第四十九條第五十七條第二項の規定による学長の証明書及び親権者又は後見人の同意書の備付け

第九九條の規定による雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存

職業安定法第三十二條の十五（第三十三條（昭和二十二年）第四項、第三十三條の二第七項及び法律第四百四十三條の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による帳簿書類の備付け

第三十三條の三第二項において読み替えて準用する第三十二條の四第二項の規定による書類の備付け

食品衛生法第三十九條第一項の規定による財務諸表等の備置き

（昭和二十二年）務諸表等の備置き

法律第二百三十四條の規定による帳簿の備え及び保存

墓地、埋葬等第十五條第一項の規定による図面に、帳簿又は書類等の備付け

（昭和二十三年）第十六條第一項の規定による埋葬許可証、火葬許可証又は改葬許可証の保存

大麻取締法第十六條の二第一項の規定による（昭和二十三年）帳簿の備付け

法律第二百二十十六條の二第二項の規定による帳簿の保存

旅館業法（昭第六條第一項の規定による宿泊者）

和二十三年）法名簿の備付け

<p>法律第三十八号)</p> <p>消費生活協同第二十五条の二第二項による組合 組合法(昭和員名簿の備置き 二十三年法律第二十六条の五第一項による定款 第二百号)</p> <p>第三十一条の九第九項(第七十三 条において準用する場合を含む。) による決算関係書類等の備置き 第三十二条第二項による会計帳簿 及びその事業に関する重要な資料 の保存 第四十五条第二項(第七十三条に おいて準用する場合を含む。) による議事録の備置き 第四十九条第一項による財産目録 及び貸借対照表の備置き 精神保健及び第十九条の六の十第一項の規定に 精神障害者福よる財務諸表等の備置き 社に関する法第十九条の六の十四の規定による 律(昭和二十年帳簿の保存 五年法律第百 二十三号)</p> <p>毒物及び劇物第十四条第四項の規定による書 取締法(昭和の保存 二十五年法律第十五条第四項の規定による帳簿 第三百三十三号)</p> <p>社会福祉法第三十四条の二第一項の規定によ (昭和二十六年る定款の備置き 法律第四十五 第五十条の十一第二項の規定に よる議事録の備置き 第四十五条の十一第三項の規定に よる議事録の写しの備置き 第四十五条の二十四第二項の規定 による会計帳簿及び資料の保存 第四十五条の二十七第四項の規定 による計算書類(同条第二項に規 定する計算書類をいう。) 及びそ の附属明細書の保存 第四十五条の三十二第一項の規定 による計算書類等(同項に規定す る計算書類等をいう。) の備置き 第四十五条の三十二第二項の規定 による計算書類等の写しの備置き 第四十五条の三十四第一項の規定 による財産目録等(同条第二項に</p>	<p>規定する財産目録等をいう。) 及びその写しの備置き 第四十六条の二十二第四項の規定 による財産目録等(同条第一項に 規定する財産目録等をいう。) の保存 第四十六条の二十四第三項の規定 による貸借対照表及びその附属明 細書の保存 第四十六条の二十六第一項の規定 による貸借対照表等(同項に規定 する貸借対照表等をいう。) の備 置き 第四十七条の三第一項及び第三項 の規定による帳簿資料(同条第一 項に規定する帳簿資料をいう。) の保存 第十八条第三項の規定による譲受 証又は譲渡証の保存 (昭和二十六年 法律第二百五 十二号)</p> <p>簿の備付け 第二十八条第二項の規定による帳 簿の保存 第三十条の十第三項の規定による 譲受証又は譲渡証の保存 第三十条の十七第一項の規定によ る帳簿の備付け 第三十条の十七第二項の規定によ る帳簿の備付け 第三十条の十七第三項の規定によ る帳簿の備付け 第三十条の十七第四項の規定によ る帳簿の保存 第三十二条第三項の規定による讓 受証又は譲渡証の保存 (昭和二十八年 法律第十四号)</p> <p>簿の備付け 第三十七条第二項の規定による帳 簿の保存 第三十八条第一項の規定による帳 簿の備付け 第三十八条第二項の規定による帳 簿の保存 第三十九条第一項の規定による帳 簿の備付け</p>
---	--

<p>第三十九条第三項の規定による帳 簿の保存 第四十条第一項の規定による帳簿 の備付け 第四十条第三項の規定による帳簿 の保存 第三十五条第一項及び第二項(第 三十五條の五十二條の十第一項 營業の運営の五十二條(第五十二條の十第一項 適正化及び振及び第五十六條において準用する 興に関する法場合を含む。以下同じ。)、第五十 律(昭和三十三年の十第一項及び第五十六條に 二年法律第百 六十四号)</p> <p>規定による定款その他の書類の備 付け 第三十六条第一項(第五十二條、 第五十二條の十第一項及び第五十 六條)の規定による決算関係書類 の備付け 第九十二条の五第一項(競争の導 の備付け (昭和三十四年 法律第四百十 一号)第三十三條第三項の規定に よる、同条第二項の公共サービス 実施民間事業者について、国民年 金法第九十二条の三第一項第二号 の規定による指定を受けた者とみ なして適用する場合を含む。) の規定による帳簿の備え付け及び 保存</p> <p>じん肺法(昭第十四条第三項(第十六条第二項 和三十五年法 律第三十号) による書面の保存 第十七条第二項の規定による記録 の保存 障害者の雇用第七十四条の三第十四項の規定に の促進等に関する財務諸表等の備置き する法律(昭七十四條の三第十九項の規定に 和三十五年法 律第百二十三 号)</p> <p>医薬品、医療第九條第二項(第四十條第一項及 機器等の品質、び第四十條の七第一項において準 有効性及び安 全性の確保等</p>	<p>第三十九條第三項の規定による帳 簿の保存 第四十條第一項の規定による帳簿 の備付け 第四十條第三項の規定による帳簿 の保存 第三十五條第一項及び第二項(第 三十五條の五十二條の十第一項 營業の運営の五十二條(第五十二條の十第一項 適正化及び振及び第五十六條において準用する 興に関する法場合を含む。以下同じ。)、第五十 律(昭和三十三年の十第一項及び第五十六條に 二年法律第百 六十四号)</p> <p>規定による定款その他の書類の備 付け 第三十六條第一項(第五十二條、 第五十二條の十第一項及び第五十 六條)の規定による決算関係書類 の備付け 第九十二條の五第一項(競争の導 の備付け (昭和三十四年 法律第四百十 一号)第三十三條第三項の規定に よる、同条第二項の公共サービス 実施民間事業者について、国民年 金法第九十二條の三第一項第二号 の規定による指定を受けた者とみ なして適用する場合を含む。) の規定による帳簿の備え付け及び 保存</p> <p>じん肺法(昭第十四條第三項(第十六條第二項 和三十五年法 律第三十號) による書面の保存 第十七條第二項の規定による記録 の保存 障害者の雇用第七十四條の三第十四項の規定に の促進等に関する財務諸表等の備置き する法律(昭七十四條の三第十九項の規定に 和三十五年法 律第百二十三 號)</p> <p>医薬品、医療第九條第二項(第四十條第一項及 機器等の品質、び第四十條の七第一項において準 有効性及び安 全性の確保等</p>
--	--

<p>に関する法律用する場合を含む。) (昭和三十五年 法律第四百十 五号)</p> <p>第九條の二第二項(第四十條第一 項及び第二項並びに第四十條の七 第一項において準用する場合を含 む。) の規定による記録の保存 第十八條第二項及び第四項の規定 による記録の保存 第十八條の二第二項及び第四項の 規定による記録の保存 第二十三條の二の十五第二項の規 定による記録の保存 第二十三條の二の十五第四項(第 四十條の三において準用する場合 を含む。) の規定による記録の保 存 第二十三條の二の十五の二第二項 及び第四項(第四十條の三におい て準用する場合を含む。) の規定 による記録の保存 第二十三條の十一の規定による帳 簿の保存 第二十三條の十七第一項の規定に よる財務諸表等の備付け 第二十三條の三十五第二項及び第 四項の規定による記録の保存 第二十三條の三十五の二第二項及 び第四項の規定による記録の保存 第二十九條の二第二項の規定によ る記録の保存 第二十九條の三第一項の規定によ る記録の保存 第三十一條の四第二項の規定によ る記録の保存 第三十一條の五第二項の規定によ る記録の保存 第三十六條の二第二項の規定によ る記録の保存 第三十六條の二の二第二項の規定 による記録の保存 第四十六條第四項の規定による文 書の保存 第四十九條第三項の規定による帳 簿の保存</p>	<p>に関する法律用する場合を含む。) (昭和三十五年 法律第四百十 五号)</p> <p>第九條の二第二項(第四十條第一 項及び第二項並びに第四十條の七 第一項において準用する場合を含 む。) の規定による記録の保存 第十八條第二項及び第四項の規定 による記録の保存 第十八條の二第二項及び第四項の 規定による記録の保存 第二十三條の二の十五第二項の規 定による記録の保存 第二十三條の二の十五第四項(第 四十條の三において準用する場合 を含む。) の規定による記録の保 存 第二十三條の二の十五の二第二項 及び第四項(第四十條の三におい て準用する場合を含む。) の規定 による記録の保存 第二十三條の十一の規定による帳 簿の保存 第二十三條の十七第一項の規定に よる財務諸表等の備付け 第二十三條の三十五第二項及び第 四項の規定による記録の保存 第二十三條の三十五の二第二項及 び第四項の規定による記録の保存 第二十九條の二第二項の規定によ る記録の保存 第二十九條の三第一項の規定によ る記録の保存 第三十一條の四第二項の規定によ る記録の保存 第三十一條の五第二項の規定によ る記録の保存 第三十六條の二第二項の規定によ る記録の保存 第三十六條の二の二第二項の規定 による記録の保存 第四十六條第四項の規定による文 書の保存 第四十九條第三項の規定による帳 簿の保存</p>
---	---

<p>社会福祉施設 職員等退職手 当共済法（昭 和三十六年法 律第百五十五 号）</p>	<p>労働災害防止 団本法（昭和 三十九年法律 第百十八号）</p>	<p>炭鉱災害によ る一酸化炭素 中毒症に関す る特別措置法 （昭和四十二 年法律第九十二 号）</p>	<p>社会保険労務 士法（昭和四 十三年法律第 八十九号）</p>	<p>職業能力開発 促進法（昭和 四十四年法律 第六十四号）</p>	<p>労働保険の保 険料の徴収等 に関する法律 （昭和四十四 年法律第八十四 号）</p>	<p>建築物におけ る衛生的環境 の確保に関す る法律</p>	<p>る法律（昭和 四十五年法律 第二十号）</p>	<p>高年齢者等の 雇用の安定等 に関する法律 （昭和四十六 年法律第六十八 号）</p>	<p>第三十八條第六項の規定により適 用される労働者派遣事業の適正な 運営の確保及び派遣労働者の保護 等に関する法律第三十七條第二項 の規定による派遣元管理台帳の 保存</p>	<p>第四十五條において準用する第三 十八條第三項の規定により適用さ れる職業安定法第三十二條の十五 の規定による帳簿書類の備付け</p>	<p>労働安全衛生 法（昭和四十 三年法律第五 十七号）</p>	<p>作業環境測定 法（昭和五十 年法律第二十 八号）</p>	<p>第四十三條の 規定による帳 簿及び書類の 保存</p>	<p>労働者派遣事 業の適正な運 営の確保及び 派遣労働者の 保護等に関する 法律（昭和六 十年法律第八 十八号）</p>	<p>社会福祉士及 び介護福祉士 法（昭和六十 二年法律第三 十号）</p>	<p>食鳥処理の事 業の規制及び 食鳥検査に関 する法律（平 成二年法律第 七十号）</p>	<p>臓器の移植に 関する法律保 存（平成九年 法律第百四号）</p>	<p>精神保健福祉 士法（平成九 十三年法律第 百三十一号）</p>	<p>健康増進法 （平成十四年 法律第百三十 号）</p>	<p>石綿による健 康被害の救済 に関する法律 （平成十八年 法律第四号）</p>	<p>公認心理師法 （平成二十七 年法律第二十 七号）</p>	<p>健康増進法の 一部を改正す る法律（平成 三十年法律第 七十八号）</p>	<p>食品衛生法施 行令（昭和四 十八年政令第 二百二十九号）</p>	<p>医薬品、医療 機器等の品質、 有効性及び安 全性の確保等 に関する法律 施行令（昭和 三十六年政令 第十一号）</p>	<p>勤労者財産形 成促進法施行 令（昭和四十 六年政令第三 百三十二号）</p>	<p>国民年金基金 令（平成二年 政令第三百四 号）</p>	<p>食鳥処理の事 業の規制及び 食鳥検査に関 する法律施行 令</p>
--	--	--	---	--	---	---	------------------------------------	---	--	---	--	---	--	---	--	--	---	--	---	---	---	--	---	--	---	--	--

<p>第五百三十九条の四の規定による記録の保存</p> <p>第五百六十七条第三項の規定による記録の保存</p> <p>第五百七十五条の八第三項の規定による記録の保存</p> <p>第五百七十五条の九の規定による記録の保存</p> <p>第五百七十五条の十一の規定による記録の保存</p> <p>第五百七十五条の十六第二項の規定による記録の保存</p> <p>第五百七十七条の二第五項の規定によるリスクアセスメント対象物健康診断個人票の保存</p> <p>第五百七十七条の二第十一項の規定による記録の保存</p> <p>第五百九十条第二項(第五百九十一条第二項(第六百七条第二項において準用する場合を含む。)、第五百九十二条第二項、第六百三十二条及び第六百三十二条第二項において準用する場合を含む。))の規定による記録の保存</p> <p>第六百五十五条第二項の規定による記録の保存</p> <p>第六百五十五条の二第二項の規定による記録の保存</p> <p>ボイラー及び第三十二条第三項の規定による記録の保存</p> <p>圧力容器安全規則(昭和四十七年労働省令第三十三号)第六十七條第三項の規定による記録の保存</p> <p>第八十八條第三項の規定による記録の保存</p> <p>第九十四條第三項の規定による記録の保存</p> <p>クレーン等安録第二十三條第三項の規定による記録の保存</p> <p>全規則(昭和四十七年労働省令第三十四号)第七十九條の規定による記録の保存</p> <p>第九十九條第三項の規定による記録の保存</p>	<p>第二百二十三條の規定による記録の保存</p> <p>第二百五十七條の規定による記録の保存</p> <p>第二百九十五條の規定による記録の保存</p> <p>第二百一十一條の規定による記録の保存</p> <p>ゴンドラ安全規則(昭和四十七年労働省令第三十五号)第二十一條第三項の規定による記録の保存</p> <p>有機溶剤中毒第二十一條(特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)第三十八條の八において準用する場合を含む。))の規定による記録の保存</p> <p>第二十八條第三項(特定化学物質障害予防規則第三十六條の五において準用する場合を含む。))の規定による記録の保存</p> <p>第二十八條の三の二第四項第一号の規定による記録の保存</p> <p>第二十八條の三の二第五項第一号の規定による記録の保存</p> <p>第二十八條の三の二第六項の規定による記録の保存</p> <p>第二十八條の三の二第七項の規定による記録の保存</p> <p>第三十條(特定化学物質障害予防規則第四十一條の二において準用する場合を含む。))の規定による記録の保存</p> <p>有機溶剤等健康診断個人票の保存</p> <p>第三十六條の規定による記録の保存</p> <p>第五十二條第二項の規定による記録の保存</p> <p>第五十二條の二第二項による記録の保存</p> <p>第五十二條の三の二第四項第一号による記録の保存</p>	<p>第五十二條の三の二第五項第二号による記録の保存</p> <p>第五十二條の三の二第六項による記録の保存</p> <p>第五十二條の三の二第七項による記録の保存</p> <p>第五十四條の規定による鉛健康診断個人票の保存</p> <p>第二十三條の規定による四アルキル鉛健康診断個人票の保存</p> <p>第三十二條の規定による記録の保存</p> <p>第三十四條の二の規定による記録の保存</p> <p>第三十六條第二項の規定による記録の保存</p> <p>第三十六條第三項(第三十六條の三の二第七項において準用する場合を含む。))の規定による記録の保存</p> <p>第三十六條の二第二項の規定による記録の保存</p> <p>第三十六條の二第三項(第三十六條の三の二第九項において準用する場合を含む。))の規定による記録の保存</p> <p>第三十六條の三の二第四項第二号の規定による記録の保存</p> <p>第三十六條の三の二第五項第二号の規定による記録の保存</p> <p>第三十六條の三の二第六項の規定による記録の保存</p> <p>第三十六條の三の二第八項の規定による記録の保存</p> <p>第三十八條の四の規定による記録の保存</p> <p>第三十八條の十七第一項第三号の規定による記録の保存</p> <p>第三十八條の十八第一項第三号の規定による記録の保存</p> <p>第三十八條の十九第十九号の規定による記録の保存</p>	<p>第三十八條の二十一第九項の規定による記録の保存</p> <p>第三十八條の二十一第十項の規定による記録の保存</p> <p>第四十條第一項の規定による特定化学物質健康診断個人票の保存</p> <p>第四十條第二項の規定による特定化学物質健康診断個人票の保存</p> <p>第二十條の二の規定による書類の保存</p> <p>高気圧作業安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第四十号)第二十二條第二項の規定による記録の保存</p> <p>第三十四條第三項の規定による記録の保存</p> <p>第三十九條の規定による高気圧業務健康診断個人票の保存</p> <p>第四十四條第二項の規定による記録の保存</p> <p>第四十五條第二項の規定による記録の保存</p> <p>電離放射線障害第九條第二項(第六十二條において準用する場合を含む。))の規定による記録の保存</p> <p>労働省令第四十八條の七の規定による記録の保存</p> <p>第四十五條第一項(第六十二條において準用する場合を含む。))の規定による記録の保存</p> <p>第五十四條第一項の規定による記録の保存</p> <p>第五十五條の規定による記録の保存</p> <p>第五十七條の規定による電離放射線健康診断個人票及び緊急時電離放射線健康診断個人票の保存</p> <p>第三十三條第二項の規定による記録の保存</p> <p>防止規則(昭和四十七年労働省令第四十二号)第七條第二項の規定による記録の保存</p> <p>事務所衛生基準規則(昭和四十七年労働省令第四十三号)第九條の規定による記録の保存</p>
--	---	--	---

<p>第十八条第一項（第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による試験関係資料の保存</p> <p>医薬品の臨床試験の実施の方法及び第五十九条において準用する場合を含む。）の規定による治験に省令（平成九年厚生省令第二十八号）</p>	<p>第二十六条の十一（第五十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による治験に関する記録の保存</p> <p>第二十七条第二項第五号（第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む。）の規定による財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書その他の財務に関する書類の備え置き</p> <p>第三十四条（第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む。）の規定による手順書等の保存</p> <p>第四十一条第二項（第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む。）の規定による治験に関する記録の保存</p> <p>第十五条第三項（第十六条第二項）の規定による記録の保存</p> <p>職器の移植に関する法律施行規則（平成九年厚生省令第七十八号）</p> <p>指定居宅サービス等の事業において準用する場合を含む。）の人員、設備及び運営に関する第七十三条の二第二項の規定による基準（平成十一年厚生省令第三十七号）</p>
<p>第四百四條の四第二項（第九百九條において準用する場合を含む。）の規定による通所介護計画の保存</p> <p>第九百九條の二第二項の規定による通所リハビリテーション計画の保存</p> <p>第九百九條の三第二項（第九百九條の十三及び第九百九條の三十二において準用する場合を含む。）の規定による短期入所生活介護計画の保存</p> <p>第九百九條の四第二項（第九百九條の十四及び第九百九條の三十三において準用する場合を含む。）の規定による短期入所療養介護計画の保存</p> <p>第九百九條の五第二項（第九百九條の十五及び第九百九條の三十四において準用する場合を含む。）の規定による短期入所介護支援台帳の保存</p> <p>指定居宅介護支援等の事業に省令（平成十一年厚生省令第三十八号）</p> <p>指定介護老人福祉施設（福祉施設）の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）</p> <p>介護老人保健施設（介護サービス計画）の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）</p> <p>厚生労働大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成十二年厚生省令第四十一号）</p>	<p>第九百九條の二第二項（第九百九條の三第二項及び第九百九條の四第二項）の規定による特定施設サービス計画の保存</p> <p>第九百九條の三第二項（第九百九條の十三及び第九百九條の三十二）の規定による短期入所生活介護計画の保存</p> <p>第九百九條の四第二項（第九百九條の十四及び第九百九條の三十三）の規定による短期入所療養介護計画の保存</p> <p>第九百九條の五第二項（第九百九條の十五及び第九百九條の三十四）の規定による短期入所介護支援台帳の保存</p> <p>指定居宅介護支援等の事業に省令（平成十一年厚生省令第三十八号）</p> <p>指定介護老人福祉施設（福祉施設）の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）</p> <p>介護老人保健施設（介護サービス計画）の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）</p> <p>厚生労働大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成十二年厚生省令第四十一号）</p>
<p>成十二年厚生省令第四十二号）</p> <p>指定訪問看護の業務の人員録の保存</p> <p>第三十条第二項の規定による諸記及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十号）</p> <p>確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生省令第二十二号）</p> <p>採血の業務の管理及び構造設備に関する書類の備え置き</p> <p>第六六條の規定による手順に関する文書の備え置き</p> <p>第八八條第二号の規定による苦情処理記録の保存</p> <p>第九九條第一項第二号の規定による苦情処理記録の保存</p> <p>独立行政法人医療機関の器機納付に関する書類の保存</p> <p>施行規則（平成十六年厚生省令第五十一号）</p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二代第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生省令第六十一号）</p> <p>医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器に関する手続書又は文書の保存</p>	<p>第九百九條の二第二項（第九百九條の三第二項及び第九百九條の四第二項）の規定による特定施設サービス計画の保存</p> <p>第九百九條の三第二項（第九百九條の十三及び第九百九條の三十二）の規定による短期入所生活介護計画の保存</p> <p>第九百九條の四第二項（第九百九條の十四及び第九百九條の三十三）の規定による短期入所療養介護計画の保存</p> <p>第九百九條の五第二項（第九百九條の十五及び第九百九條の三十四）の規定による短期入所介護支援台帳の保存</p> <p>指定居宅介護支援等の事業に省令（平成十一年厚生省令第三十八号）</p> <p>指定介護老人福祉施設（福祉施設）の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）</p> <p>介護老人保健施設（介護サービス計画）の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）</p> <p>厚生労働大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成十二年厚生省令第四十一号）</p>
<p>及再生医療等製品の製造販売後安全管理に関する省令（平成十六年厚生省令第三十五号）</p> <p>第五五條第五項（第十四條において準用する場合を含む。）の規定による文書の保存</p> <p>第五五條第六項（第十四條において準用する場合を含む。）の規定による製造販売後安全管理業務手続書の備え置き</p> <p>第七七條第三項（第十四條及び第十五條において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存</p> <p>第八八條第二項第二号の規定による文書の保存</p> <p>第九九條第一項第二号（第十四條及び第十五條において準用する場合を含む。）の規定による文書の保存</p> <p>第九九條の二第二項第三号（第十四條において準用する場合を含む。）の規定による医薬品リスク管理計画書の保存</p> <p>第九九條の二第二項（第十四條において準用する場合を含む。）の規定による医薬品リスク管理計画書の備え置き</p> <p>第九九條の二第四項の規定による文書の保存</p> <p>第九九條の三第一項第三号（第十四條において準用する場合を含む。）の規定による医療機器リスク管理計画書の保存</p> <p>第九九條の三第二項（第十四條において準用する場合を含む。）の規定による医療機器リスク管理計画書の備え置き</p> <p>第九九條の三第四項の規定による文書の保存</p> <p>第十十條第一項第三号（第十十條の二及び第十十條の四において準用する場合を含む。）の規定による市販直後調査実施計画書の保存</p> <p>第十十條第二項（第十十條の二及び第十十條の四において準用する場合を含む。）</p>	<p>第九百九條の二第二項（第九百九條の三第二項及び第九百九條の四第二項）の規定による特定施設サービス計画の保存</p> <p>第九百九條の三第二項（第九百九條の十三及び第九百九條の三十二）の規定による短期入所生活介護計画の保存</p> <p>第九百九條の四第二項（第九百九條の十四及び第九百九條の三十三）の規定による短期入所療養介護計画の保存</p> <p>第九百九條の五第二項（第九百九條の十五及び第九百九條の三十四）の規定による短期入所介護支援台帳の保存</p> <p>指定居宅介護支援等の事業に省令（平成十一年厚生省令第三十八号）</p> <p>指定介護老人福祉施設（福祉施設）の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）</p> <p>介護老人保健施設（介護サービス計画）の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）</p> <p>厚生労働大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成十二年厚生省令第四十一号）</p>

場合を含む。)の規定による記録の保管	第六十條の四第三項(第八十二條及び第八十三條において準用する場合を含む。)の規定による記録の保管	第六十一條第四項(第八十二條及び第八十三條において準用する場合を含む。)の規定による記録の保管	第六十三條第三項(第八十二條及び第八十三條において準用する場合を含む。)の規定による記録の保管	第六十四條第三項(第八十二條及び第八十三條において準用する場合を含む。)の規定による記録の保管	第七十五條第一項第一号及び第七十九條の規定を第八十二條及び第八十三條において準用する場合を含む。)の規定による記録の保管	第七十六條第二項第二号(第八十二條及び第八十三條において準用する場合を含む。)の規定による記録の保管	第七十七條第二項の規定(第八十二條及び第八十三條において準用する場合を含む。)による記録の保管	第七十八條第二項の規定(第八十二條及び第八十三條において準用する場合を含む。)による記録の保管	第七十九條の規定(第八十二條及び第八十三條において準用する場合を含む。)による記録の保管	第八十一條の二の二第一項第一号へ、り及び並びに第二号並びに第二項(これらの規定を第八十二條
--------------------	--	---	---	---	--	--	---	---	--	---

条及び第八十三條において準用する場合を含む。)の規定による記録の保管	第八十一條の二の四第二項(第八十二條及び第八十三條において準用する場合を含む。)の規定による記録の保管	第八十一條の二の五第一項及び第二項(これらの規定を第八十二條及び第八十三條において準用する場合を含む。)の規定による記録の保管	第八十一條の二の六第二項及び第三項の規定による記録の保管	医薬品の製造 第三條第二項の規定による製造販売後の調査等業務手順書の保存及び試験の実施 第四條第三項第一号の規定による製造販売後調査等基本計画書の保存 省令(平成十六年厚生労働省令第七十一号)	第四條第三項第四号の規定による製造販売後調査等基本計画書等の保存	第四條第三項第五号の規定による文書の保存	第六條第二項(第六條の二第一項において準用する場合を含む。)の規定による契約文書の保存	第七條第二項において例によるものとされる医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令第五十六條の規定による記録等の保存	第十條第三項第二号の規定による指示文書の保存	医薬品及び医薬部外品の製造の品質管理の基準 第七條の規定による医薬品製剤の品質管理の基準 第八條第一項の規定による手順書の備置き 平成十六年厚生労働省令第七十九号)	第十條第一号の規定による製造指圖書の保管
------------------------------------	---	---	------------------------------	---	----------------------------------	----------------------	---	---	------------------------	---	----------------------

第二十條第一項第一号の規定による文書の保管	第二十條第一項第三号の規定による文書の保管	第二十二條の規定による文書の保管	第二十五條の二の規定による生物由来医薬品等に係る医薬品製剤標準書の備置き	第三十條の規定による文書の保管	第三十五條の規定による医薬部外品製品標準書の備置き	第三十六條の規定による手順書の備置き	第三十八條第一号の規定による製造指圖書の保管	第四十八條第一号の規定による文書の保管	第四十八條第三号の規定による文書の保管	第五十條の規定による文書の保管	第三條第七項の規定による記録の保存	第三條第八項の規定による記録の写しの備付け	第二十三條の規定による記録の保存	第二十五條の規定による記録の保存	第三十五條の規定による記録の保存	第三十五條の二第一項の規定による記録の保存	第三十六條第二項の規定による記録の保存	第三十七條第二項の規定による記録の保存	第四十條第一号の規定による石綿健康診断個人票の保存	第四十六條の二第三項の規定による書面の保存	第三十四條第一項(第七十六條及第七十九條において準用する場合を含む。)の規定による治験に関する記録の保存	石綿障害予防第三條第七項の規定による記録の保存 省令第二十一号)
-----------------------	-----------------------	------------------	--------------------------------------	-----------------	---------------------------	--------------------	------------------------	---------------------	---------------------	-----------------	-------------------	-----------------------	------------------	------------------	------------------	-----------------------	---------------------	---------------------	---------------------------	-----------------------	--	-------------------------------------

十七年厚生労働省令第三十六号)	第四十五條(第七十八條第二項において準用する場合を含む。)の規定による治験に関する記録の保存	第四十六條第二項第五号(第七十六條及び第七十八條において準用する場合を含む。)の規定による財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書その他の財務に関する書類の備え置き	第五十三條(第七十六條及び第七十八條において準用する場合を含む。)の規定による手順書等の保存	第六十一條第二項(第七十六條及び第七十八條において準用する場合を含む。)の規定による治験に関する記録の保存	医療機器の製造 第三條第二項の規定による製造販売後の調査等業務手順書の保存及び試験の実施 第四條第三項第一号の規定による製造販売後調査等基本計画書の保存 省令(平成十七年厚生労働省令第三十八号)	第四條第三項第四号の規定による製造販売後調査等基本計画書等の保存	第四條第三項第五号の規定による文書の保存	第六條第二項(第六條の二第一項において準用する場合を含む。)の規定による契約文書の保存	第七條第二項において例によるものとされる医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令第七十六條の規定による記録等の保存	第十條第三項第二号の規定による指示文書の保存	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支	第七十三條第二項の規定による介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の保存	第八十三條第二項の規定による介護予防訪問リハビリテーション計画の保存
-----------------	--	--	--	---	--	----------------------------------	----------------------	---	--	------------------------	--	---	------------------------------------

<p>援の方法に関する第二百二十二条第二項の規定による基準（平介護予防通所リハビリテーション成十八年厚生計画の保存 労働省令第三 第三百四十一条第二項（第五百五十九 条及び第八十五号）の規定による 介護予防短期入所生活介護計画の 保存 第九百九十四号第二項（第二百十 条において準用する場合を含む。） の規定による介護予防短期入所療 養介護計画の保存 第二百四十四号第二項及び第二百 六十一条第二項の規定による介護 予防特定施設サービス計画の保存 第三条の四十第二項の規定による 型サービス の定期巡回・随時対応型訪問介護 事業の人員、 設備及び運 営に関する基準 （平成十八年厚 生労働省令第 三十四号）</p>	<p>指定地域密着 型サービス の定期巡回・随時対応型訪問介護 事業の人員、 設備及び運 営に関する基準 （平成十八年厚 生労働省令第 三十四号）</p>
---	---

<p>の人員、設備 及び運営並び に指定地域密 着型介護予防 型サービスに 係る介護予防 のための効果 的支援の方法 に関する基準 （平成十八年厚 生労働省令第 三十四号） 指定介護予防 第二十八号第 二項（第三十二 条に 支援助等の事 業において準 用する場合を 含む。）の 人員及び運 営並びに指 定に 係る 介護 予防 の 効果 的 支 援 の 方 法 に 関 す る 基 準 （ 平 成 十 八 年 厚 生 労 働 省 令 第 三 十 四 号 ） 厚生労働省関 連第二項の六 において読み 替えて準 拠石綿による 健康被害の救 済に関する法 律施行規則第 七十二条 （平成十八年 厚生労働省令 第三十九号） 職業訓練の実 施等に関する 特簿の備付け 及び保管 職の支援に関 する法律施行 規則（平成二 十二年厚生労 働省令第九十 三号） 東日本大震災 放射能物質に よる汚染され た土壌等を除 去するための 業務等に係る 記録の保存 （平成二十三年 厚生労働省令 第五十二号） 薬事法施行規 則の一部を 改正する省令 （平成二十六年 厚生労働省令 第八号） 再生医療等製 品の安全性に 関する非臨床 試験の実施の 基準に関する 省令（平成二 十六年厚生労 働省令第九十 八号）</p>	<p>第七号第一項若しくは第二項又は 第二十五号の六第一項の規定に よる記録の保存 第二十一条の規定による除染等電 離放射線健康診断個人票の保存 （平成二十三年 厚生労働省令 第五十二号） 附則第六号第五項の規定による記 録の保存 第四条第三項の規定による通知及 品の安全性に 関する非臨床 試験の実施の 基準に関する 省令（平成二 十六年厚生労 働省令第九十 八号） 第八条第一項第九号の規定による 文書の保存 第十条第三項の規定による保守点 検記録の保存 第十一条第二項の規定による標準 操作手順書の備付け 第十二条第三項の規定による変更 前の標準操作手順書の保存 第十五条第二項の規定による変更 した試験計画書の保存 第十七条第二項の規定による最終 報告書訂正文書の保存 第十八条第一項（第十八条第五項 において準用する場合を含む。） の規定による試験関係資料の保存 第三十四条第一項（第七十六号及 品の臨床試験 の実施の基準 （含む）の規定 による治験に 関する省令 （平成二十六年 厚生労働省令 第四十五号） （第七十八号 第二項に おいて準用す る場合を含む 。）の規定に よる治験に 関する記録の 保存 第四十六号第 二項第五号（ 第七十七号 六条及び第七 十八号に おいて準用 する記録の 保存</p>
--	---

<p>再生医療等製 品の製造販売 後の調査及び 試験の実施の 基準に関する 省令（平成二 十六年厚生労 働省令第九十 八号） 再生医療等製 品の製造販売 後の調査及び 試験の実施の 基準に関する 省令（平成二 十六年厚生労 働省令第九十 八号） 再生医療等製 品の製造販売 後の調査及び 試験の実施の 基準に関する 省令（平成二 十六年厚生労 働省令第九十 八号）</p>	<p>再生医療等製 品の製造販売 後の調査及び 試験の実施の 基準に関する 省令（平成二 十六年厚生労 働省令第九十 八号） 再生医療等製 品の製造販売 後の調査及び 試験の実施の 基準に関する 省令（平成二 十六年厚生労 働省令第九十 八号） 再生医療等製 品の製造販売 後の調査及び 試験の実施の 基準に関する 省令（平成二 十六年厚生労 働省令第九十 八号）</p>
--	--

<p>再生医療等製 品の製造販売 後の調査及び 試験の実施の 基準に関する 省令（平成二 十六年厚生労 働省令第九十 八号） 再生医療等製 品の製造販売 後の調査及び 試験の実施の 基準に関する 省令（平成二 十六年厚生労 働省令第九十 八号） 再生医療等製 品の製造販売 後の調査及び 試験の実施の 基準に関する 省令（平成二 十六年厚生労 働省令第九十 八号）</p>	<p>再生医療等製 品の製造販売 後の調査及び 試験の実施の 基準に関する 省令（平成二 十六年厚生労 働省令第九十 八号） 再生医療等製 品の製造販売 後の調査及び 試験の実施の 基準に関する 省令（平成二 十六年厚生労 働省令第九十 八号） 再生医療等製 品の製造販売 後の調査及び 試験の実施の 基準に関する 省令（平成二 十六年厚生労 働省令第九十 八号）</p>
--	--

再生医療等の安全性の確保に關する法律第二十七條第八項第一号から第八号等に関する法に掲げる書類、再生医療等を施行する者及び細胞提供者並びにこれ(平成二十六年)の代諾者に対する説明及び厚生労働省令の同意に係る文書並びに認定再生医療等委員会から受け取った審査等業務に係る文書並びに第三十四條第四項の規定による書類の保存	第三十四條第三項の規定による帳簿の備付け	第六十七條第二項の規定による帳簿の保存	第七十一條第二項の規定による審査等業務に係る再生医療等提供計画その他の審査等業務を行うために提供機関管理者から提された書類、同条第一項の記録(技術専門員からの評価書を含む。)及び認定再生医療等委員会の結論を提供機関管理者に通知した文書の写しの保存	第七十一條第三項の規定による第四十三條第一項に規定する申請書の写し、再生医療等の安全性の確保等に関する申請書の添付書類、審査等業務に関する規程及び委員名簿の保存	第九十六條の規定による特定細胞加工物標準書の保管	第九十七條第五項の規定による手順書等の備付け	介護医療院の第四十二條第二項(第五十四條に人員、施設及び設備並びに規定による施設サービスク画の運営に關する保存)
--	----------------------	---------------------	---	--	--------------------------	------------------------	--

十年厚生労働省令第五号)	臨床研究法第五十三條第二項の規定による書行規則(平成類の保存)	三十年厚生労働省令第十七号)	第八十三條第一項の規定による帳簿の備付け	第八十三條第二項の規定による帳簿の保存	第八十五條第二項の規定による審査意見業務に係る実施計画その他の審査意見業務を行うために研究責任医師から提出された書類、同条第一項の記録(技術専門員からの評価書を含む。)及び認定臨床研究審査委員会の結論を審査意見業務に係る実施計画を提出した研究責任医師に通知した文書の写しの保存	第八十五條第三項の規定による第六十五條第一項に規定する申請書及び同条第三項に規定する申請書の添付書類、業務規定並びに委員名簿の保存	第九條第二項の規定による記録の無料低額宿泊第九條第二項の規定による設備及び保存	所の設備に關する第十一條第五項の規定による記録	運管に關する第十一條第五項の規定による記録	基準(令和元年厚生労働省令第三十四号)	表一	醫師法(昭和二十三年法律第二十一號)	第二十二條第二項の規定による診療録の保存	牙科醫師法(昭和三十二年法律第二十三號)	第二十三條第二項の規定による診療録の保存	保健師助産師看護第四十二條第二項の規定による護師法(昭和二十三年法律第二十三號)	第十三年法律第二十三號)
--------------	---------------------------------	----------------	----------------------	---------------------	--	---	---	-------------------------	-----------------------	---------------------	----	--------------------	----------------------	----------------------	----------------------	--	--------------

医療法(昭和二十三年法律第二十五號)	第二十一條第一項の規定による診療(同項第九号)に規定する診療に關する諸記録のうち医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十號)第二十条第十号に規定する処方せんに限る。)の備置き	第二十二條の規定による記録(同条第一号)に規定する診療に關する諸記録のうち医療法施行規則第二十一條の五第二号に規定する処方せんに限る。)の備置き	第二十二條の二の規定による記録(同条第三号)に規定する診療に關する諸記録のうち医療法施行規則第二十二條の三第二号に規定する処方せんに限る。)の備置き	第二十二條の三の規定による記録(同条第三号)に規定する診療及び臨床研究に關する諸記録のうち医療法施行規則第二十二條の七第二号に規定する処方せんに限る。)の備置き	第五十一條の四第一項の規定による事業報告書等及び監事の監査報告書の備置き	第五十一條の四第二項の規定による事業報告書等及び監事の監査報告書の備置き	牙科技工士法(昭和三十年法律第六十八號)	第十九條の規定による指示書の保存	藥劑師法(昭和二十七年法律第三十五號)	第二十七條の規定による処方せんの保存	第三十五號法律第九號)	第二十八條の規定による調剤録の備え及び保存	外國醫師等が行第十一條第一項及び第二十一條の六において準用する醫師法第七條の特例等第二十三條第二項の規定による法律診療録の保存	(昭和六十二年)
--------------------	--	--	--	--	--------------------------------------	--------------------------------------	----------------------	------------------	---------------------	--------------------	-------------	-----------------------	---	----------

法律第二十九號)	救急救命士法第四十六條第二項の規定による(平成三年法律救急救命処置録の保存第三十六號)	医療法施行規則	第三十條の二十三第一項の規定による帳簿の備え及び保存	第三十條の二十三第二項の規定による帳簿の備え及び保存	第三十條の二十三第三項の規定による帳簿の備え及び保存	第三十條の二十三第三項の規定による帳簿の備え及び保存	保險医療機関及び第九條の規定による帳簿及び書及び保險医療養担類その他の記録並びに診療録の当規則(昭和三十二年厚生省令第十五號)	保險薬局及び保險第六條の規定による処方せん及當規則(昭和三十二年厚生省令第十六號)	臨床検査技師等第十二條の三の規定による書類に關する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第二十四號)	表三	醫	第五十一條の四第一項の規定による定款又は寄附行為の備置き	第五十一條の四第二項の規定による定款又は寄附行為及び公認会計士等の監査報告書の備置き	表四	医療法	第二十一條第一項の規定による記録(医療法施行規則第二十條第十号)に規定する処方せんを除く。)の備置き	第二十二條の規定による記録(医療法施行規則第二十一條の五第二号に規定する処方せんを除く。)の備置き	第二十二條の二の規定による記録(医療法施行規則第二十二條の三第二号に規定する処方せんを除く。)の備置き
----------	---	---------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	---	---	--	----	---	------------------------------	--	----	-----	--	---	---

第二十二條の三の規定による記録（医療法施行規則第二十二條の七第二号に規定する処方せんを除く。）の備置き	歯科衛生第十八條の規定による記録の保存	士法施行規則（平成元年厚生省令第四十六号）	別表第二（第五條、第六條及び第七條關係）	健康保險法 第六十七條第三項の規定による計算書の作成	船員保險法 第三十條第三項の規定による計算（昭和十四年書）の作成	法律第七十三号）	労働基準法 第十八條第二項の規定による協定 第二十四條第一項の規定による協定 第三十二條の二第一項の規定による協定 第三十二條の三第一項の規定による協定 第三十二條の四第一項の規定による協定 第三十二條の四第二項の規定による協定 第三十二條の五第一項の規定による協定 第三十四條第二項の規定による協定 第三十六條第一項の規定による協定 第三十七條第三項の規定による協定 第三十八條の二第二項の規定による協定 第三十八條の三第一項の規定による協定 第三十八條の四第一項の規定による協定 第三十九條第四項の規定による協定 第三十九條第六項の規定による協定 第三十九條第九項の規定による協定 第四十一條の二第一項の規定による決議			
職業安定法 第八十七條第二項の規定による契約第三十二條の十五（第三十三條第四項、第三十三條の二第七項及び第三十三條の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による帳簿書類の作成 第三十三條の三第二項において読み替えて準用する第三十二條の四第二項の規定による書類の記載	食品衛生法 第四十四條の規定による帳簿の記載 第四十五條第一項の規定による図面、墓、埋葬簿又は書類等の作成	法律 大麻取締法 第六條の二第一項の規定による帳簿の記載 第六條第一項の規定による宿泊者名簿の作成	旅館業法 第六條第一項の規定による診療録の記載 第二十四條第一項の規定による診療録の記載 第二十三條第一項の規定による診療録の記載	歯科医師法 第二十三條第一項の規定による診療録の記載 第四十二條第一項の規定による助産師看護師法 第五十一條第一項の規定による事業報告書の作成	医療法 第五十一條第一項の規定による事業報告書の作成 第十九條の六の十四の規定による帳簿の記載	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第十四條第一項の規定による書面の作成 第十四條第二項の規定による書面の作成 第十五條第三項の規定による帳簿の作成	覚醒剤取締法 第二十八條第一項の規定による帳簿の記入 第三十條の十七第七項の規定による帳簿の記入 第三十條の十七第二項の規定による帳簿の記入 第三十條の十七第三項の規定による帳簿の記入			
麻薬及び向精神薬取締法の 第二十七條第六項の規定による処方せん 第三十七條第一項の規定による帳簿の記載 第三十八條第一項の規定による帳簿の記載 第三十九條第一項の規定による帳簿の記載 第四十條第一項の規定による帳簿の記載	厚生年金保險法（昭和十九年法律第九十五号） 第八十四條第三項の規定による保險料の控除に関する計算書の作成	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 第二十三條第七項（第五十二條の十第一項及び第五十六條において準用する場合を含む。）の規定による議事録の作成 第三十五條第三項（第五十二條、第五十二條の十第一項及び第五十六條において準用する場合を含む。）の規定による組合員名簿の記載	国民年金法 第九十二條の五第一項（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第三十三條第三項の規定により、同条第二項の公共サービス実施民間事業者について、国民年金法第九十二條の三第一項第二号の規定による指定を受けた者とみなして適用する場合を含む。）の規定による帳簿の記載	じん肺法 第十四條第三項（第十六條第二項及び第十六條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による書面の作成 第十七條第一項の規定による記録の作成	障害者の雇用の促進等 第七十四條の二第二項の規定による書面での契約の締結					
に關する法 第七十四條の三第十九項の規定による帳簿の記載	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等 第九條第二項（第四十條第一項及び第四十條の七第一項において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	第九條の二第二項（第四十條第一項及び第二項並びに第四十條の七第一項において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	第十七條第三項、第七項及び第十二項の規定による書面の作成	第十八條第二項及び第四項の規定による記録の作成	第十八條の二第二項及び第四項の規定による記録の作成	第二十三條の二の十四第三項、第七項（第四十條の三において準用する場合を含む。）及び第十二項の規定による書面の作成	第二十三條の二の十五第二項及び第四項（第四十條の三において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	第二十三條の二の十五第二項及び第四項（第四十條の三において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	第二十三條の三十五第二項及び第四項の規定による記録の作成	第二十九條の二第二項の規定による記録の作成

薬剤師法 第二十六条の規定による処方せんへの記入 第二十八条第二項の規定による調剤録への記入 第五十五条第四項の規定による健康診断による一酸化炭素中毒症に関する特例措置法 第十九条第一項（第二十五条の二十）において準用する場合を含む。の 規定による帳簿の記載 労働保険の第二十四条の規定による帳簿の記載 保険料の徴第三十六条の規定による帳簿の記載 取等に関する法律 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 第十條の規定による帳簿書類の記載 家内労働法第三條第二項の規定による家内労働（昭和四十五年法律第六十号） 高年齢者等第三十八條第三項の規定により適用の雇用の安される職業安定法第三十二條の十五の規定による帳簿書類の作成	第二十九條の三第二項の規定による記録の作成 第三十一條の三第二項の規定による書面の作成 第三十一條の四第二項の規定による記録の作成 第三十一條の五第二項の規定による記録の作成 第三十六條第二項の規定による書面の作成 第三十六條の二第二項の規定による記録の作成 第三十六條の二の二第二項の規定による記録の作成 第四十九條第二項の規定による帳簿への記入	定等に関する法律 第三十八條第六項の規定により適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第三十七條第一項の規定による派遣元管理台帳の作成又は記載 第四十五條において準用する第三十八條第三項の規定により適用される職業安定法第三十二條の十五の規定による帳簿書類の作成 第四十五條において準用する第三十八條第六項の規定により適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第三十七條第一項の規定による派遣元管理台帳の作成又は記載 第九十三條第三項の規定による帳簿の記載 第三十七條第一項の規定による派遣元管理台帳の作成及び記載 第四十二條第一項の規定による派遣及び派遣先管理台帳の作成及び記載 労働者の保護等に関する法律 第十一條第一項において準用する医師法第二十四條第一項及び歯科医師法第二十三條第一項の規定による診療録の記載 七條等の特例等に関する法律 社会福祉士法第三十七條、第四十一條及び介護福祉士法第三十三條第三項において準用する場合を含む。の規定による帳簿の記載 救急救命士法第四十六條第一項の規定による救命処置録の記載 食鳥処理の第三十條の規定による帳簿の記載 及び食鳥検査	查に関する法律 第七條の規定による決議 第七條の二の規定による協定 第七條の二の規定による決議 （平成四年法律第九十号） 第六條第五項の規定による書面の作成 第十條第一項の規定による記録の作成 第十四條第一項の規定による帳簿の記載 附則第八條の規定による記録の作成 第九條第一項の規定による確定給付企業年金法の事業及び決算に関する報告書の作成 確定給付企業年金法 第四十九條の規定による運営管理業金法（平成十三年法律第八十八号） 帳簿書類の作成 石綿による健康被害の労働者の救済に関する法律 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律 第五條第一項の規定による実施計画の作成 健康保険法 第十三條第一項（第六十條において準用する場合を含む。）の規定による会議録の作成 第二十四條第一項（第六十條において準用する場合を含む。）の規定による報告書の作成 第三十一條の規定による帳簿の記載 食品衛生法 第三十一條の規定による帳簿の記載 勤労者財産形成促進法 第二十八條の十一の規定による加入員に関する原簿の記載	国民年金基 第四條第一項の規定による会議録の作成 第六條第一項の規定による会議録の作成 第十七條第一項の規定による加入員に関する原簿の記載 第二十八條第一項の規定による貸借対照表及び損益計算書並びに業務報告書の作成 食鳥処理の第十八條の規定による帳簿の記載 及び食鳥検査に関する法律 確定給付企業年金法 第十八條第一項の規定による会議録の作成 第二十條第一項の規定による加入員に関する原簿の記載 国家戦略特別区域法 第十三條第六号の規定による滞在者別区域法 健康保険法 第四十八條の規定による計算書の記載 船員保険法 第八十四條の規定による計算書の作成 労働基準法 第二十五條の二第二項の規定による施行規則協定 （昭和二十二年厚生省令第二十三号） 医師法 第二十一條の規定による処方せん 規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号） 歯科医師法 第二十二條の規定による処方せん の施行規則 （昭和二十三年厚生省令第四十八号） 医療法 第三十條の二十三第一項の規定による記載
---	---	---	---	--

第十九条第二項（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による手順書の作成	第三十九条の二（第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む。）の規定による文書による契約の締結	第九十九条第一項（第九十九条において準用する場合を含む。）の規定による通所介護計画の作成	構造設備に関する基準
第二十條第四項（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による治験実施計画書及び治験薬概要書の改訂	第四十七條第一項（第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む。）の規定による症例報告書の作成	第百二十五條第一項の規定による通所リハビリテーション計画の作成	第六條の規定による手順に関する文書の作成
第二十一条第一項（第五十六条及び第五十九条において準用する場合を含む。）の規定による手順書の作成	第四十七條第二項（第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む。）の規定による症例報告書の変更に係る記載	第百二十九條第一項（第百四十條の十三及び第百四十條の三十二において準用する場合を含む。）の規定による短期入所生活介護計画の作成	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則
第二十三条第一項（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による計画書及び手順書の作成	第四十七條第三項（第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む。）の規定による症例報告書の点検に係る記載	第百四十七條第一項（第百五十五條の十二において準用する場合を含む。）の規定による短期入所療養介護計画の作成	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売管理の基準に関する省令
第二十三条第三項（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による監査証明書の作成	第五十二条第一項（第五十四条第三項、第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む。）の規定による同意文書の記載	第百八十四條第一項（第百九十二條の十二において準用する場合を含む。）の規定による特定施設サービス計画の作成	第五條第一項（第十四條において準用する場合を含む。）の規定による薬部外品、用する場合を含む。）の規定による化粧品、医手順書の作成
第二十五条（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による総括報告書の作成	第五十四條第二項（第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む。）の規定による説明文書の改訂	第百九十二條第一項の規定による施設サービス計画の作成	第五條第二項（第十四條において準用する場合を含む。）の規定による療機器及び再生医療等用する場合を含む。）の規定による製品の製造文書の作成
第二十六条の四の規定による委嘱に関する文書の作成	第二十六条の五第二項の規定による手順書の作成	指定介護老人福祉施設サービス計画の作成	第五條第三項（第十四條において準用する場合を含む。）の規定による文書の作成
第二十六条の六第三項（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による治験実施計画書及び治験薬概要書の改訂	臓器の移植に関する法律施行規則	介護老人福祉施設サービスの計画の作成	第五條第四項（第十四條において準用する場合を含む。）の規定による文書の作成又は改定の際の日付の記録
第二十六条の七第一項（第五十六条及び第五十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による手順書の作成	指定居宅サービス等に関する法律施行規則	指定訪問看護の計画の作成	第五條第五項（第十四條において準用する場合を含む。）の規定による文書の作成又は改訂の際の日付の記録
第二十六条の九第一項の規定による計画書及び手順書の作成	指定居宅サービス等に関する法律施行規則	指定訪問看護の計画の作成	第六條第三号（第十四條及び第十五條において準用する場合を含む。）の規定による文書の作成
第二十六条の九第三項の規定による監査証明書の作成	指定居宅サービス等に関する法律施行規則	指定訪問看護の計画の作成	
第二十六条の十一の規定による総括報告書の作成	指定居宅サービス等に関する法律施行規則	指定訪問看護の計画の作成	
第二十八条第二項（第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む。）の規定による手順書、委員名簿並びに会議の記録及びその概要の作成	指定居宅サービス等に関する法律施行規則	指定訪問看護の計画の作成	
第三十六条第一項（第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む。）の規定による手順書の作成	指定居宅サービス等に関する法律施行規則	指定訪問看護の計画の作成	

第六十条の三第三項(第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。)の規定による記録の作成	第六十条の四第一項(第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。)の規定による文書化	第六十条の四第三項(第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。)の規定による記録の作成	第六十一条第一項(第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。)の規定による文書化	第六十一条第四項(第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。)の規定による記録の作成	第六十二条第二項(第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。)の規定による文書化	第六十三条第三項(第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。)の規定による記録の作成	第六十四条第二項(第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。)の規定による文書化	第六十四条第三項(第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。)の規定による記録の作成	第六十六条第一項(第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。)の規定による文書化	第六十六条第三項(第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。)の規定による品質管理監督文書への記載	第六十九条の規定による文書化	第七十一条第一項第二号(第七十二条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定による文書の作成	七十二条第二項第四号、第五号、第六号、第七号から第九号まで及び第四項(これらの規定を第七十二条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定による文書の作成
--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	--	----------------	--	--

第七十二条第四項(第七十二条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定による記録の作成	七十二条の二第一項及び第二項(これらの規定を第七十二条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定による文書化	第七十四条の規定(第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。)による製品標準書への記載	第七十五条第一項及び第二項(これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。)の規定による文書化	第七十五条第一項第一号ホ及びハからワまで並びに第二項第一号ロ、ハ及びホからトまで(第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。)の規定による記録の作成	第七十六条第一項(第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。)の規定による文書化	第七十六条第一項第五号の規定による記録の作成	第七十六条第二項(第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。)の規定による文書化	第七十六条第二項第二号(第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。)の規定による記録の作成	第七十七条第一項(第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。)の規定による文書化	第七十七条第二項(第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。)の規定による記録の作成	第八十一条の二の二(第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。)の規定による文書化	第八十一条の二の二第一項第一号へ、リ及びヌ並びに第二号(これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。)の規定による記録の作成
---	--	--	---	---	---	------------------------	---	--	---	---	--	---

第八十一条の二の三(第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。)の規定による文書化	第八十一条の二の四第一項(第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。)の規定による文書化	第八十一条の二の六第二項の規定による記録の作成	第三条第一項の規定による製造販売後調査等業務手順書の作成	第三条第二項の規定による製造販売後調査等業務手順書の作成又は改訂の際の日付の記載	第四条第三項第一号の規定による製造販売後調査等基本計画書の作成	第四条第三項第二号の規定による必要事項を文書で定めること	第四条第三項第三号の規定による文書の改訂	第四条第三項第四号の規定による製造販売後調査等基本計画書等を作成又は改訂した場合の日付の記載	第六条第七項の規定による使用成績調査実施計画書に必要な事項を定めること	第六条の二第二項の規定による製造販売後データベース調査実施計画書に必要な事項を定めること	第七条第二項において例によるものとされる医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令第五十六条の規定による手順書等の作成等	第三条の三第一号に規定する文書の作成	医薬品及び医薬部外品の製造管理第三号の三第二号に規定する文書の及び品質管理の基準に関する省令
--	---	-------------------------	------------------------------	--	---------------------------------	------------------------------	----------------------	--	-------------------------------------	--	---	--------------------	--

第三条の四第二項に規定する文書の作成	第六条第四項に規定する文書の作成	第七条の規定による医薬品製品標準書の作成	第八条第一項の規定による手順書の作成	第八条第二項に規定する文書の作成	第十条第一号の規定による製造指圖書の作成	第十一条の四第二項の規定による文書による取決め	第十一条の五第一項の規定による文書による取決め	第三十四条第四項に規定する文書の作成	第三十五条の規定による医薬部外品製品標準書の作成	第三十六条の規定による手順書の作成	第三十八条第一号の規定による製造指圖書の作成	第三十七条の規定による記録	第二十三条の規定による記録	第二十五条の規定による記録	第三十五条の規定による記録	第三十五条の二第一項の規定による記録	第三十六条第二項の規定による記録	第三十七条第二項の規定による記録	第四十一条の規定による石綿健康診断個人票の作成	第四十六条の二第一項の規定による書面の作成	第四条第一項(第七十六条及び第七十七条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の作成	第七十七条第一項(第七十六条及び第七十七条において準用する場合を含む。)の規定による治験実施計画書の作成
--------------------	------------------	----------------------	--------------------	------------------	----------------------	-------------------------	-------------------------	--------------------	--------------------------	-------------------	------------------------	---------------	---------------	---------------	---------------	--------------------	------------------	------------------	-------------------------	-----------------------	--	--

第七條第二項（第七十六條において準用する場合を含む。）の規定による治験実施計画書への記載	第七條第三項（第七十六條において準用する場合を含む。）の規定による治験実施計画書への記載	第七條第五項（第七十六條において準用する場合を含む。）の規定による治験実施計画書の改訂	第八條第一項（第七十七條において準用する場合を含む。）の規定による治験機器概要書の作成	第八條第二項の規定による治験機器概要書の改訂	第十八條第一項（第七十八條第二項において準用する場合を含む。）の規定による治験実施計画書の作成	第十八條第二項及び第三項の規定による治験実施計画書への記載	第十八條第四項の規定による治験実施計画書の改訂	第十九條第一項（第七十八條第二項において準用する場合を含む。）の規定による治験機器概要書の作成	第十九條第二項の規定による治験機器概要書の改訂	第二十條の規定による説明文書の作成	第二十二條第一項の規定による文書による契約	第二十四條第六項（第七十六條及び第七十九條において準用する場合を含む。）の規定による手順書の作成	第二十四條第七項（第七十六條において準用する場合を含む。）の規定による説明文書の作成	第二十六條（第七十六條において準用する場合を含む。）の規定による委嘱に関する文書の作成	第二十七條第二項（第七十六條において準用する場合を含む。）の規定による手順書の作成	第二十八條第四項（第七十六條において準用する場合を含む。）の規定
--	--	---	---	------------------------	---	-------------------------------	-------------------------	---	-------------------------	-------------------	-----------------------	--	--	---	---	----------------------------------

による治験実施計画書及び治験機器概要書の改訂	第二十九條第一項（第七十六條及び第七十九條において準用する場合を含む。）の規定による手順書の作成	第三十一條第一項（第七十六條において準用する場合を含む。）の規定による計画書及び手順書の作成	第三十一條第三項（第七十六條において準用する場合を含む。）の規定による監査証明書の作成	第三十三條（第七十六條において準用する場合を含む。）の規定による総括報告書の作成	第三十七條の規定による委嘱に関する文書の作成	第三十八條第二項の規定による手順書の作成	第三十九條第三項の規定による治験実施計画書及び治験機器概要書の改訂	第四十條第一項（第七十八條第二項において準用する場合を含む。）の規定による手順書の作成	第四十二條第一項の規定による計画書及び手順書の作成	第四十二條第三項の規定による監査証明書の作成	第四十四條の規定による総括報告書の作成	第四十七條第二項（第七十六條及び第七十八條において準用する場合を含む。）の規定による手順書、委員名簿並びに会議の記録及びその概要の作成	第五十五條第一項（第七十六條及び第七十八條において準用する場合を含む。）の規定による手順書の作成	第五十九條（第七十六條及び第七十八條において準用する場合を含む。）の規定による契約の締結	第六十七條第一項（第七十六條及び第七十八條において準用する場合を含む。）の規定による症例報告書の作成
------------------------	--	--	---	--	------------------------	----------------------	-----------------------------------	---	---------------------------	------------------------	---------------------	---	--	--	--

第六十七條第二項（第七十六條及び第七十八條において準用する場合を含む。）の規定による症例報告書の変更に係る記載	第六十七條第三項（第七十六條及び第七十八條において準用する場合を含む。）の規定による症例報告書の点検に係る記載	第七十二條第一項（第七十六條及び第七十八條において準用する場合を含む。）の規定による同意文書の記載	第七十四條第一項（第七十六條及び第七十八條において準用する場合を含む。）の規定による文書による記録	第七十四條第二項（第七十六條及び第七十八條において準用する場合を含む。）の規定による説明文書の改訂	医療機器の製造販売後調査及び試験の実施の際の日付の記載	製造販売後調査等業務手順書の作成	第三條第二項の規定による製造販売後調査等業務手順書の作成	第三條第三項の規定による製造販売後調査等業務手順書の作成又は改訂	第四條第三項第一号の規定による製造販売後調査等基本計画書の作成	第四條第三項第二号の規定による必要事項を文書で定めること	第四條第三項第三号の規定による文書の改訂	第四條第三項第四号の規定による製造販売後調査等基本計画書等を作成又は改訂した場合の日付の記載	第六條第七項の規定による使用成績調査実施計画書に必要な事項を定めること	第六條の二第二項の規定による製造販売後データベース調査実施計画書に必要な事項を定めること	第七條第二項において例によるものとされる医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令第七十六條の規定による手順書等の作成等
---	---	---	---	---	-----------------------------	------------------	------------------------------	----------------------------------	---------------------------------	------------------------------	----------------------	--	-------------------------------------	--	--

指定介護予防訪問看護計画書の作成	第七十六條第二号の規定による介護予防訪問看護計画書の作成	第七十六條第十三号の規定による介護予防訪問看護報告書の作成	第八十六條第二号の規定による介護予防訪問リハビリテーション計画の作成	第百二十五條第二号の規定による介護予防通所リハビリテーション計画のための効果的な支援の方法に関する基準	第百四十四條第二号（第百六十四條及び第百八十五條において準用する場合を含む。）の規定による介護予防短期入所生活介護計画の作成	第百九十七條第二号（第百九十五條において準用する場合を含む。）の規定による介護予防特定施設サービスク計画の作成	第百四十七條第二号（第百六十四條において準用する場合を含む。）の規定による介護予防特定施設サービスク計画の作成	指定地域密着型巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の計画の作成	人員、設備及び運営に訪問看護報告書の作成に関する基準	第十一條第一項の規定による夜間対応型訪問介護計画の作成	第二十七條第一項の規定による地域密着型通所介護計画の作成	第四十條の九第一項の規定による療養通所介護計画の作成	第五十二條第一項の規定による認知症対応型通所介護計画の作成	第七十四條第一項の規定による居宅サービスク計画の作成	第七十七條第一項の規定による小規模多機能型居宅介護計画の作成	第九十八條第一項の規定による認知症対応型共同生活介護計画の作成
------------------	------------------------------	-------------------------------	------------------------------------	---	--	---	---	--------------------------------	----------------------------	-----------------------------	------------------------------	----------------------------	-------------------------------	----------------------------	--------------------------------	---------------------------------

指定地域密着型介護予防サービス事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防の効果を高めるための支援の方法に関する	東日本大震災により放射性物質により汚染された	第百十九条第一項の規定による地域密着型特定施設サービス計画の作成 第百三十八条第一項（第百六十九条において準用する場合を含む。）の規定による地域密着型施設サービス計画の作成 第百七十九条第一項の規定による看護小規模多機能型居宅介護計画の作成 第百七十九条第九項の規定による看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成 第四十二条第二号の規定による介護予防認知症対応型通所介護計画の作成 第六十六条第二号の規定による指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成 第六十六条第三号の規定による介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成
--	------------------------	---

土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則 薬事法施行規則等の一 附則第六条第四項の規定による書面の作成 附則第六条第五項の規定による記録の作成 第四条第三項の規定による通知及び確認文書の作成 第六条第八号の規定による文書の作成 第八条第一項第三号の規定による文書の作成 第八条第一項第五号の規定による報告書の作成 第八条第一項第八号の規定による生データの確認文書の作成 第八条第一項第九号の規定による文書の作成 第十条第三項の規定による保守点検記録文書の作成 第十一条第一項の規定による標準操作手順書の作成 第十一条第三項の規定による標準操作手順書への日付等の記載 第十五条第一項の規定による試験計画書の作成 第十五条第二項の規定による文書による記録の作成 第十六条第三項の規定による生データ訂正時の日付等の記載 第十七条第一項の規定による試験目的等を記載した最終報告書の作成 第十七条第二項の規定による最終報告書訂正時の日付等の記載 再生医療等製品の臨床試験の実施 第四条第一項（第七十六条及び第七十七条において準用する場合を含む。）の規定による手順書の作成 第七条第一項（第七十六条及び第七十七条において準用する場合を含む。）の規定による手順書の作成	第七條第一項若しくは第二項又は第三條の六第一項の規定による記録 第二十一條の規定による除染等電離放射線健康診断個人票の作成 附則第六條第四項の規定による書面の作成 附則第六條第五項の規定による記録の作成 第四條第三項の規定による通知及び確認文書の作成 第六條第八號の規定による文書の作成 第八條第一項第三號の規定による文書の作成 第八條第一項第五號の規定による報告書の作成 第八條第一項第八號の規定による生データの確認文書の作成 第八條第一項第九號の規定による文書の作成 第十條第三項の規定による保守点検記録文書の作成 第十一條第一項の規定による標準操作手順書の作成 第十一條第三項の規定による標準操作手順書への日付等の記載 第十五條第一項の規定による試験計画書の作成 第十五條第二項の規定による文書による記録の作成 第十六條第三項の規定による生データ訂正時の日付等の記載 第十七條第一項の規定による試験目的等を記載した最終報告書の作成 第十七條第二項の規定による最終報告書訂正時の日付等の記載 再生医療等製品の臨床試験の実施 第四條第一項（第七十六條及び第七十七條において準用する場合を含む。）の規定による手順書の作成 第七條第一項（第七十六條及び第七十七條において準用する場合を含む。）の規定による手順書の作成
---	---

の基準に関する省令 の作成 第七條第二項（第七十六條において準用する場合を含む。）の規定による治験実施計画書への記載 第七條第三項（第七十六條において準用する場合を含む。）の規定による治験実施計画書への記載 第七條第五項（第七十六條において準用する場合を含む。）の規定による治験実施計画書の改訂 第八條第一項（第七十七條において準用する場合を含む。）の規定による治験製品概要書の作成 第八條第二項の規定による治験製品概要書の改訂 第十八條第一項（第七十八條第二項において準用する場合を含む。）の規定による治験実施計画書の作成 第十八條第二項及び第三項（これらの規定を第七十六條において準用する場合を含む。）の規定による治験実施計画書への記載 第十八條第四項の規定による治験実施計画書の改訂 第十九條第一項（第七十八條第二項において準用する場合を含む。）の規定による治験製品概要書の作成 第十九條第二項の規定による治験製品概要書の改訂 第二十条の規定による説明文書の作成 第二十二條第一項の規定による文書による契約 第二十四條第六項（第七十六條及び第七十九條において準用する場合を含む。）の規定による手順書の作成 第二十四條第七項（第七十六條において準用する場合を含む。）の規定による説明文書の作成 第二十六條（第七十六條において準用する場合を含む。）の規定による委嘱に関する文書の作成	の基準に関する省令 の作成 第七條第二項（第七十六條において準用する場合を含む。）の規定による治験実施計画書への記載 第七條第三項（第七十六條において準用する場合を含む。）の規定による治験実施計画書への記載 第七條第五項（第七十六條において準用する場合を含む。）の規定による治験実施計画書の改訂 第八條第一項（第七十七條において準用する場合を含む。）の規定による治験製品概要書の作成 第八條第二項の規定による治験製品概要書の改訂 第十八條第一項（第七十八條第二項において準用する場合を含む。）の規定による治験実施計画書の作成 第十八條第二項及び第三項（これらの規定を第七十六條において準用する場合を含む。）の規定による治験実施計画書への記載 第十八條第四項の規定による治験実施計画書の改訂 第十九條第一項（第七十八條第二項において準用する場合を含む。）の規定による治験製品概要書の作成 第十九條第二項の規定による治験製品概要書の改訂 第二十条の規定による説明文書の作成 第二十二條第一項の規定による文書による契約 第二十四條第六項（第七十六條及び第七十九條において準用する場合を含む。）の規定による手順書の作成 第二十四條第七項（第七十六條において準用する場合を含む。）の規定による説明文書の作成 第二十六條（第七十六條において準用する場合を含む。）の規定による委嘱に関する文書の作成
--	--

第二十七條第二項（第七十六條において準用する場合を含む。）の規定による手順書の作成 第二十八條第四項（第七十六條において準用する場合を含む。）の規定による治験実施計画書及び治験製品概要書の改訂 第二十九條第一項（第七十六條及び第七十九條において準用する場合を含む。）の規定による手順書の作成 第三十一條第一項（第七十六條において準用する場合を含む。）の規定による計画書及び手順書の作成 第三十一條第三項（第七十六條において準用する場合を含む。）の規定による監査証明書の作成 第三十三條（第七十六條において準用する場合を含む。）の規定による総括報告書の作成 第三十七條の規定による委嘱に関する文書の作成 第三十八條第二項の規定による手順書の作成 第三十九條第三項の規定による治験実施計画書及び治験製品概要書の改訂 第四十條第一項（第七十八條第二項において準用する場合を含む。）の規定による手順書の作成 第四十二條第一項の規定による計画書及び手順書の作成 第四十二條第三項の規定による監査証明書の作成 第四十四條の規定による総括報告書の作成 第四十七條第二項（第七十六條及び第七十八條において準用する場合を含む。）の規定による手順書、委員名簿並びに会議の記録及びその概要の作成 第五十五條第一項（第七十六條及び第七十八條において準用する場合を含む。）の規定による手順書の作成	第二十七條第二項（第七十六條において準用する場合を含む。）の規定による手順書の作成 第二十八條第四項（第七十六條において準用する場合を含む。）の規定による治験実施計画書及び治験製品概要書の改訂 第二十九條第一項（第七十六條及び第七十九條において準用する場合を含む。）の規定による手順書の作成 第三十一條第一項（第七十六條において準用する場合を含む。）の規定による計画書及び手順書の作成 第三十一條第三項（第七十六條において準用する場合を含む。）の規定による監査証明書の作成 第三十三條（第七十六條において準用する場合を含む。）の規定による総括報告書の作成 第三十七條の規定による委嘱に関する文書の作成 第三十八條第二項の規定による手順書の作成 第三十九條第三項の規定による治験実施計画書及び治験製品概要書の改訂 第四十條第一項（第七十八條第二項において準用する場合を含む。）の規定による手順書の作成 第四十二條第一項の規定による計画書及び手順書の作成 第四十二條第三項の規定による監査証明書の作成 第四十四條の規定による総括報告書の作成 第四十七條第二項（第七十六條及び第七十八條において準用する場合を含む。）の規定による手順書、委員名簿並びに会議の記録及びその概要の作成 第五十五條第一項（第七十六條及び第七十八條において準用する場合を含む。）の規定による手順書の作成
---	---

<p>臓器の移植に 関する法律</p>	<p>第一号の規定による財務諸表等の 閲覧又は謄写 第十條第三項の規定による当該記 録のうち個人の権利利益を不当に 侵害するおそれがないものとして 厚生労働省令で定めるものの閲覧 附則第八條の規定による記録の閲 覧 第一百條第三項の規定による確定給 付企業年金の事業及び決算に関す る報告書の閲覧 確定拠出年 金法 第九十六條の規定による業務の状 況を記載した書類の閲覧 第十三條第四項（第六十條におい て準用する場合を含む。）の規定に よる会議録の閲覧 第二十四條第三項（第六十條にお いて準用する場合を含む。）の規定 による報告書の閲覧 第二十七條第二項第一号の規定に よる財務諸表等の閲覧又は謄写 国民年金基 金令 第十六條第四項の規定による会議 録の閲覧 第十七條第二項の規定による加入 員に関する原簿の閲覧 第二十八條第三項の規定による貸 借対照表及び損益計算書並びに業 務報告書の閲覧 食鳥処理の事 業の規制及び 食鳥検査に関 する法律施 行令 第十八條第四項の規定による会議 録の閲覧 第二十條第二項の規定による加入 者に関する原簿の閲覧</p>
<p>建築物におけ る衛生的環境 の確保に關す る法律施行 規則</p>	<p>第三條の十一第二項の規定による 財務諸表等の閲覧又は謄写 第二十五條の十第二項第一号（第 二十六條の二第二項、第二十六條 の四第三項、第二十八條の二第三 項、第二十八條の四第三項、第二 十九條の二第三項及び第三十條の 二第三項において準用する場合を 含む。）の規定による財務諸表等の 閲覧等 労働安全衛生 法及びこれに 基づく命令に 係る登録及び 指定に關する 省令 第一條の二の九第二項第一号の規 定による財務諸表等の閲覧又は謄 写 第一條の二の四十四の二十五第二 項第一号の規定による財務諸表等 の閲覧又は謄写 第十九條の二十四の二の九第二項 第一号の規定による財務諸表等の 閲覧又は謄写 第十九條の二十四の十第二項第一 号の規定による財務諸表等の閲覧 又は謄写 第十九條の二十四の二十五第二項 第一号の規定による財務諸表等の 閲覧又は謄写 第十九條の二十四の四十第二項第 一號の規定による財務諸表等の閲 覧又は謄写 第二十五條の十二第二項第一号の 規定による財務諸表等の閲覧又は 謄写 第六十一條第二項第一号の規定に よる財務諸表等の閲覧又は謄写 第十七條の十第二項第一号の規定 による財務諸表等の閲覧又は謄写 作業環境測定 法施行規則 第二十七條第二項第五号（第五十 試験の実施の 六條及び第五十八條において準用 する場合を含む。）の規定による財 産目録、貸借対照表、損益計算書、 事業報告書その他の財務に關する 書類の閲覧</p>
<p>確定拠出年金 法施行規則 第九十條の 説明書類の 縦覧</p>	<p>第二十條第五項の規定による金融 （平成十三年の 厚生労働省令 第七十五 号） 医薬品、医療 第十一條第二 項第一号の規 定による財務 諸表等の閲覧 又は謄写 機器等の品の 財務諸表等の 閲覧又は謄写 質、有効性及 び安全性の確 保等に關する 法律施行規則 第十二條第一 項に規定する 試験検査機関 の登録に關す る省令 医療機器の臨 床試験の実施 第六條及び第 七十八條にお いて準用の基 準に關する省 令 再生医療等製 品第四十六條 第二項第五号 （第七十品） の臨床試験六 條及び第七十八 條において準 用の実施の基 準する場合を 含む。）の規定 による財に關 する省令 産目録、貸借 対照表、損益 計算書、事業 報告書その他 の財務に關す る書類の閲覧 書類の閲覧</p>
<p>定する計算書 類等をいう。） の謄本又は抄 本の交付 第四十六條の 二十六第二項 第二号の規定 による貸借対 照表等（同条 第一項に規定 する貸借対照 表をいう。）の 謄本又は抄本 の交付 第五十一條第 二項第二号の 規定による同 条第一項の書 面の謄本又は 抄本の交付 第五十四條第 二項第二号の 規定による同 条第一項の書 面の謄本又は 抄本の交付 第五十四條の 四第三項第二 号の規定によ る同条第一項 の書面の謄本 又は抄本の交 付 第五十四條の 七第二項第二 号の規定によ る同条第一項 の書面の謄本 又は抄本の交 付 第五十四條の 十一第三項第 二號の規定に よる同条第二 項の書面の謄 本又は抄本の 交付 第八十四條第 三項の規定に よる保険料の 控除額の通知</p>	<p>別表第四（第十條及び第十一條関係） 表一 健康保険第六 十七條第三項 の規定による保 険料の控除額の 通知 船員保険第三 十條第三項の 規定による通知 法 食品衛生第三 十九條第二項 第二号の規定 による財務諸 表等の謄本又 は抄本の交付 法 精神保健第十 九條の六の十 第二項第二号 の規定及び精 神による財務 諸表等の謄本 又は抄本の障 害者福祉交付 に關する法律 法 社会福祉第三 十四條の二第 二項第二号の 規定による定 款の謄本又は 抄本の交付 法 第四十五條の 三十二第三項 第二号の規定 による計算書 類等（同条第 一項に規定</p>

職業能力開発促進法	第六十八條第一項（第九十條第一項に おいて準用する場合を含む。）の規定 による決算関係書類の提出
建築物に おける衛 生的環境 の確保に 関する法 律	第七條の十第二項第二号の規定による 財務諸表等の謄本又は抄本の交付
家内労働 法（昭和 四十五年 法律第六 十号）	第三條第一項の規定による家内労働手 帳の交付
労働安全 衛生法	第五十條第二項第二号（第五十三條の 三、第五十四條、第五十四條の二及び 第七十七條第三項において準用する場 合を含む。）の規定による財務諸表等 の謄本又は抄本の交付
臓器の移 植に關す る法律	第六條第六項の規定による書面の交付
作業環境 測定法	第三十二條第三項において準用する労 働安全衛生法第五十條第二項第二号の 規定による財務諸表等の謄本又は抄本 の交付
食品衛生 法施行令	第二十七條第二項第二号の規定による 財務諸表等の謄本又は抄本の交付
国民年金 基金令	第二十八條第一項の規定による貸借対 照表及び損益計算書並びに業務報告書 の代議員会への提出
食鳥処理 の事業の 規制及び 食鳥検査 に關する 法律施行 令	第十四條第二項第二号の規定による財 務諸表等の謄本又は抄本の交付
医薬品、 医療機器 等の品質、 有効性及 び安全性 の確保等 に關する 法律	第九十八條の二第四項第二号（第九十 條の三及び第九十八條の四において 準用する場合を含む。）の規定による 報告 第九十八條の二第七項（第九十八條の 三及び第九十八條の四において準用す る場合を含む。）の規定による文書に よる指示 第九十八條の六第四項第二号（第九十 條の七において準用する場合を含む。） の規定による文書による指示 第九十八條の六第四項第三号及び第五 号並びに第五項第一号（これらの規定 を第九十八條の七において準用する場 合を含む。）の規定による報告 第九十八條の六第七項（第九十八條の 七において準用する場合を含む。）の 規定による文書による指示 第九十四條の六十一第四項第二号（第 百十四條の六十二及び第九十四條の六 十三において準用する場合を含む。） の規定による文書による指示 第九十四條の六十一第四項第三号及び 第五号（これらの規定を第九十四條の 六十二及び第九十四條の六十三におい て準用する場合を含む。）の規定によ る報告 第九十四條の六十一第六項（第九十四 條の六十二及び第九十四條の六十三に おいて準用する場合を含む。）の規定 による文書による指示

法律施行 規則	第九十八條の四において準用する場 合を含む。）の規定による報告 第九十八條の二第五項第一号（第九十 條の三において準用する場合を含む。） の規定による報告 第九十八條の二第七項（第九十八條の 三及び第九十八條の四において準用す る場合を含む。）の規定による文書に よる指示 第九十八條の六第四項第二号（第九十 條の七において準用する場合を含む。） の規定による文書による指示 第九十八條の六第四項第三号及び第五 号並びに第五項第一号（これらの規定 を第九十八條の七において準用する場 合を含む。）の規定による報告 第九十八條の六第七項（第九十八條の 七において準用する場合を含む。）の 規定による文書による指示 第九十四條の六十一第四項第二号（第 百十四條の六十二及び第九十四條の六 十三において準用する場合を含む。） の規定による文書による指示 第九十四條の六十一第四項第三号及び 第五号（これらの規定を第九十四條の 六十二及び第九十四條の六十三におい て準用する場合を含む。）の規定によ る報告 第九十四條の六十一第六項（第九十四 條の六十二及び第九十四條の六十三に おいて準用する場合を含む。）の規定 による文書による指示
------------	---

放射線医 薬品の製 造及び取 扱規則	第九條第九項第二号イの規定による証 明書等の発行
建築物に おける衛 生的環境 の確保に 關する法 律施行規 則	第三條の十一第二項第二号の規定によ る財務諸表等の謄本又は抄本の交付 第二十五條の十第二項（第二十六條の 二第三項、第二十六條の四第三項、第 二十八條の二第三項、第二十八條の四 第三項、第二十九條の二第三項及び第 三十條の二第三項において準用する場 合を含む。）の規定による財務諸表等 の謄本又は抄本の交付
労働安全 衛生法及 びこれに 關する省 令	第一條の二の八第二項第二号の規定に 基づく命第一條の二の九第二項第二号 の規定による財務諸表等の謄本又は抄 本の交付
登録及び 指定制に 關する省 令	第一條の二の四十四の二十五第二項第 二号の規定による財務諸表等の謄本又 は抄本の交付 第十九條の二の九第二項第二 号の規定による財務諸表等の謄本又は 抄本の交付 第十九條の二の十第二項第二号の 規定による財務諸表等の謄本又は抄本 の交付

作業環境 測定法施 行規則	第十七條の十第二項第二号の規定によ る財務諸表等の謄本又は抄本の交付 第六十一條第二項第二号の規定による 財務諸表等の謄本又は抄本の交付
医薬品の 安全性に 關する非 臨床試験 の実施に 關する省 令	第八條第一項第五号の規定による報告 書 第八條第一項第八号の規定による生デ ータの確認文書の提出 第十條第一項（第五十六條において準 用する場合を含む。）の規定による文 書の提出 第十五條の七（第五十八條第二項にお いて準用する場合を含む。）の規定に よる文書の提出 第十六條第六項（第五十六條において 準用する場合を含む。）の規定による 手順書の交付 第十六條第七項（第五十六條において 準用する場合を含む。）の規定による 文書の交付 第二十二條第二項（第五十六條におい て準用する場合を含む。）の規定によ るモニタリング報告書の提出 第二十三條第三項（第五十六條におい て準用する場合を含む。）の規定によ る監査証明書の提出 第二十四條第二項（第五十六條におい て準用する場合を含む。）の規定によ る文書による通知

第二十六條の八第二項の規定によるモ ニタリング報告書の提出 第二十六條の十第二項及び第三項の規 定による文書による通知 第三十二條第一項から第三項まで（こ れらの規定を第五十六條及び第五十八 條において準用する場合を含む。）の 規定による文書による意見の提出 第三十二條第四項（第五十六條及び第 五十八條第二項において準用する場合 を含む。）の規定による文書による意 見の提出 第三十二條第六項（第五十六條及び第 五十八條において準用する場合を含 む。）の規定による文書による通知 第三十二條第七項（第五十六條及び第 五十八條第二項において準用する場合 を含む。）の規定による文書による通 知 第四十條第一項から第四項まで（これ らの規定を第五十六條及び第五十八條 において準用する場合を含む。）の規 定による文書による通知 第四十六條第一項（第五十六條及び第 五十八條において準用する場合を含 む。）の規定による文書による提出 第四十八條第一項（第五十六條及び第 五十八條において準用する場合を含 む。）の規定による文書による報告 第四十九條第二項及び第三項（これら の規定を第五十六條及び第五十八條に おいて準用する場合を含む。）の規定 による文書による報告 第五十條第一項（第五十六條及び第五 十八條において準用する場合を含む。） の規定による文書による説明及び同意 第五十一條第一項（第五十四條第三 項、第五十六條及び第五十八條におい て準用する場合を含む。）の規定によ る説明文書の交付 第五十五條第二項（第五十六條及び第 五十八條において準用する場合を含 む。）の規定による文書による説明及 び同意
--

指定居宅第二十四條第四項（第四十三條におい サービスで準用する場合を含む。）の規定によ 等の事業の訪問介護計画の交付 の人員、設備及び 運営に關 する基準 第六十九條第三項の規定による訪問看 護計画書及び訪問看護報告書の提出 第七十條第四項の規定による訪問看護 計画書の交付 第八十一條第五項の規定による訪問リ ハビリテーション計画の交付 第九十九條第四項（第九十九條におい て準用する場合を含む。）の規定による 通所介護計画の交付 第一百零五條第五項の規定による通所リ ハビリテーション計画の交付 第一百二十九條第四項（第一百四十條の十 三及び第九十九條の三十二において準 用する場合を含む。）の規定による短 期入所生活介護計画の交付 第一百四十七條第四項（第一百五十五條の 十二において準用する場合を含む。） の規定による短期入所療養介護計画の 交付 第一百八十四條第五項（第九十二條の 十二において準用する場合を含む。） の規定による特定施設サービス計画の 交付 指定居宅第十三條第十一号及び第十五條の規定 介護支援による居宅サービス計画の交付 等の事業 の人員及び 運営に關 する基準 指定介護第十二條第八項の規定による施設サー 老人福祉サービス計画の交付 施設の人 員、設備 及び運営 に關する 基準
--

介護老人第十四條第八項の規定による施設サー 保健施設サービス計画の交付 の人員、設備及び 運営に關 する基準 第六條第三号（第十四條及び第十五條 医薬部外において準用する場合を含む。）の規 品、化粧品により文書で意見を述べること 機器及び報告 再生医療 等製品の 製造販売 後安全管 理の基準 に關する 省令 第八條第一項第四号（第十四條及び第 十五條において準用する場合を含む。） の規定による文書による報告 第八條第二項第一号の規定による文書 による指示 第八條第二項第二号の規定による文書 による報告 第九條第一項第二号（第十四條及び第 十五條において準用する場合を含む。） の規定による文書による指示 第九條第一項第三号（第十四條及び第 十五條において準用する場合を含む。） の規定による文書による報告 第九條第二項第二号の規定による文書 による指示 第九條第二項第三号の規定による文書 による指示 第九條第二項第四号（第十四條及び第 十五條において準用する場合を含む。） の規定による文書による報告 第九條の二第四項の規定による文書に よる報告
--

医薬品、 医薬部外 品、化粧 品及び再 生医療等 製品の品 質管理の 基準に關 する省令 第九條第三号（第十九條から第二十 一 條の規定による文書による報告 第八條第三号（第十九條から第二十 一 條の規定による文書による報告 第十二條第四項（第十四條において準 用する場合を含む。）の規定による文 書による報告 第十二條第五項（第十四條において準 用する場合を含む。）の規定による文 書による報告 第十一條第四項（第十四條において準 用する場合を含む。）の規定による文 書による報告 第十一條第三項（第十四條において準 用する場合を含む。）の規定による文 書による報告 第十條第四項（第十條の二において準 用する場合を含む。）の規定による文 書による報告 第九條の三第四項の規定による文書に よる報告

<p>医療機器 及び体外 診断用医 薬品の製 造管理 及び品質 管理 の基準</p>	<p>第十條第二項第三号(第二十條及び第二十一條において準用する場合を含む。) 第十條第三項第二号(第二十條及び第二十一條において準用する場合を含む。) 第十條第四項(第二十條及び第二十一條において準用する場合を含む。) 第十一條第一項第四号(第二十條及び第二十一條において準用する場合を含む。) 第十一條第一項第五号(第二十條及び第二十一條において準用する場合を含む。) 第十一條第一項第六号(第二十條及び第二十一條において準用する場合を含む。) 第十一條第二項第五号(第二十條及び第二十一條において準用する場合を含む。) 第十二條第二号(第二十條及び第二十一條において準用する場合を含む。) 第十三條第一項第二号及び第二項(これらの規定を第二十條及び第二十一條において準用する場合を含む。) 第十四條第二項第二号(第二十條及び第二十一條において準用する場合を含む。) 第十六條第一号(第十九條から第二十一條までにおいて準用する場合を含む。) 第十八條第二項第四号の規定による文書による提供</p>
<p>医薬品 及び医薬 品の製 造管理 及び品質 管理 の基準</p>	<p>第十條第二項第八号(第七十二條の第三項において準用する場合を含む。) 第十條第三項(第七十二條の第三項において準用する場合を含む。) 第七十二條第二項第九号(第七十二條の第三項において準用する場合を含む。) 第七十二條第四項(第七十二條の第三項において準用する場合を含む。) 第四條第三項第五号の規定による文書 第五條第一項第三号の規定による報告 第五條第三項の規定による文書による提供 第七條第二項において例によるものとされる医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令第五十六條の規定による文書等の提出等 第八條第一項第二号の規定による文書による報告 第九條第二号の規定による文書による報告 第十條第三項第二号の規定による文書による指示 第十條第四項の規定による文書による報告 第五條第一項第二号の規定による文書 第十條第十号の規定による文書による報告 第十一條第一項第三号の規定による文書による指示 第十一條第八号の規定による文書による報告</p>
<p>医薬品 及び医薬 品の製 造管理 及び品質 管理 の基準</p>	<p>第十一條の第三項第二号の規定による文書による報告 第十三條第一項第二号の規定による文書による報告 第十四條第一項第五号の規定による文書による報告 第十五條第一項第一号の規定による文書による報告 第十五條第一項第二号の規定による文書による報告 第十五條第二項の規定による文書による報告 第十六條第一項第三号の規定による文書による報告 第十六條第二項の規定による文書による報告 第十七條第一項第二号の規定による文書による報告 第十八條第一項第二号の規定による文書による報告 第十九條第二号の規定による文書による報告 第二十條第一項第一号の規定による文書の配付 第三十八條第九号の規定による文書による報告 第三十九條第一項第五号の規定による文書による報告 第四十一條第一項第二号の規定による文書による報告 第四十三條第一項第二号の規定による文書による報告 第四十三條第二項の規定による文書による報告 第四十四條第一項第二号の規定による文書による報告 第四十四條第二項の規定による文書による報告 第四十五條第二号の規定による文書による報告 第四十六條第一項第二号の規定による文書による報告 第四十七條第二号の規定による文書による報告</p>
<p>医療機器 の臨床試 験の実施 の基準に 関する省 令</p>	<p>第四十八條第一号の規定による文書の配付 第二十一條(第七十八條第二項において準用する場合を含む。) 第二十四條第六項(第七十六條において準用する場合を含む。) 第二十四條第七項(第七十六條において準用する場合を含む。) 第二十三條第三項(第七十六條において準用する場合を含む。) 第三十二條第二項(第七十六條において準用する場合を含む。) 第四十一條第二項の規定によるモニタリング報告書の提出 第四十三條第二項及び第三項の規定による文書による通知 第五十一條第一項から第三項まで(これらの規定を第七十六條及び第七十八條において準用する場合を含む。) 第五十一條第四項(第七十六條及び第七十八條第二項において準用する場合を含む。) 第五十一條第六項(第七十六條及び第七十八條第一項において準用する場合を含む。) 第五十一條第七項(第七十八條第二項において準用する場合を含む。) 第五十一條第七項(第七十八條第二項において準用する場合を含む。)</p>

再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生物療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	第七十五条第三項の規定による文書による提供 第七十七条第二項において例によるものとされる医薬品の臨床試験の実施の基準	を(含む。)の規定による文書による意見の提出 第五十一条第六項(第七十六条及び第七十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による文書による通知 第五十一条第七項(第七十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による文書による通知 第六十条第一項から第四項まで(これらの規定を第七十六条及び第七十八条において準用する場合を含む。)の規定による文書による通知 第六十六条第一項(第七十六条及び第七十八条において準用する場合を含む。)の規定による文書による提出 第六十八条第一項(第七十六条及び第七十八条において準用する場合を含む。)の規定による文書による報告 第六十九条第二項及び第三項(これらの規定を第七十六条及び第七十八条において準用する場合を含む。)の規定による文書による報告 第七十条第一項(第七十六条及び第七十八条において準用する場合を含む。)の規定による文書による説明及び同意 第七十一条第一項(第七十四条第三項、第七十六条及び第七十八条において準用する場合を含む。)の規定による説明文書の交付 第七十五条第二項(第七十六条及び第七十八条において準用する場合を含む。)の規定による文書による説明及び同意
----------------------------------	----------------------------------	---	---

再生物療等製品の製造及び品質管理の基準に関する省令	再生物療等製品の製造及び品質管理の基準に関する省令	第十條第四項の規定による文書による報告 第十條第三項第二号の規定による文書による指示 第九條第二号の規定による文書による報告 第八條第二項の規定による文書による報告 第七條第二項の規定による文書による報告 第六條第二項の規定による文書による報告 第五條第二項の規定による文書による報告 第四條第二項の規定による文書による報告 第三條第二項の規定による文書による報告 第二條第二項の規定による文書による報告 第一條第二項の規定による文書による報告
---------------------------	---------------------------	--

表一	表二	第十三条第二項(第十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定による文書による説明 臨牀研究第四十七条第一号の規定による文書による説明及び同意 法施行規による説明及び同意 則 介護医療院第十七条第八項(第五十四条において準用する場合を含む。)の規定による施設及び施設サービス計画の交付 設備並びに運営に に運営に に関する基 準 無料低額附則第三条第一項第二号の規定による宿泊所の文書の交付 設備及び運営に関する基準 日常生活第十五条第八項(同条第十二項において準用する場合を含む。)の規定による施設に関する個別支援計画の交付 労働省令 で定める要件等を 定める省令(令和二年厚生労働省令第四十四号) 醫師法 第二十二條第一項の規定による処方箋の交付 齒科醫師法 第二十一條第一項の規定による処方箋の交付 健康保險法施行規則 第五十四條の規定による処方せん提出 船員保險法施行規則 第四十五條第一項の規定による処方せん提出 保險醫療機關及び保險 醫療擔當規則 國民健康保險法施行規 第二十五條の規定による 則(昭和三十三年厚生 省令第五十三号)
----	----	--

高齡者の医療の確保に第三十條の規定による処 關する法律施行規則方せんの提出 (平成十九年厚生労働 省令第一百二十九号)	別表第五(第十三条關係) 生活衛生關第三十六條第四項(第五十二條、第 係營業の運五十二條の十第一項及び第五十六條 營の適正化において準用する場合を含む。)の監 及び振興に事の意見書に係る電磁的記録 關する法律 労働災害防第二十六條第三項(第四十七條第三 止団体法 項において準用する場合を含む。)の 監事の意見書に係る電磁的記録 職業能力開 第六十八條第三項(第九十條第一項 發促進法 事 の意見書に係る電磁的記録
--	---